

第3編 震災対策編

第1章 災害予防計画

第1節 防災組織の整備・充実

[全課、須賀川地方広域消防本部]

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、村及び防災関係機関は、防災体制を整備し、広域的な応援も含めた防災関係機関相互の連携を強化するとともに、地域全体の防災力の向上に結びつく自主防災組織等の整備を促進して、防災組織体制の万全を期す。

防災組織の整備・充実については、「一般災害対策編 第1章 第1節 防災組織の整備・充実」の定めるところによる。

第2節 防災情報通信網の整備

[総務課]

災害時に災害情報システムが十分機能し、活用できる状態に保つために、村及び防災関係機関は、防災情報通信網を整備するとともに、併せて設備の安全対策を講ずる。

防災情報通信網の整備については、「一般災害対策編 第1章 第2節 防災情報通信網の整備」の定めるところによるものとするが、震度情報の収集については、次のように定める。

1 県内の地震観測網

No.	観測機関	地震計の種類・観測方法	箇所数	備考
1	福島県	計測震度計	83	気象庁の7箇所利用も含め、県内90箇所をネットワーク化
2	気象庁	計測震度計（地震計併用5）	17	
3	文部科学省	強震計	31	
4	東北大学	地震計（微小地震観測）	9	
5	日本大学	地震計	1	
6	J R 東日本	震度計	15	
7	国土地理院	電子基準点 GPS地殻変動観測施設等	35 4	
8	東京大学	ラドン、水温等を観測	5	

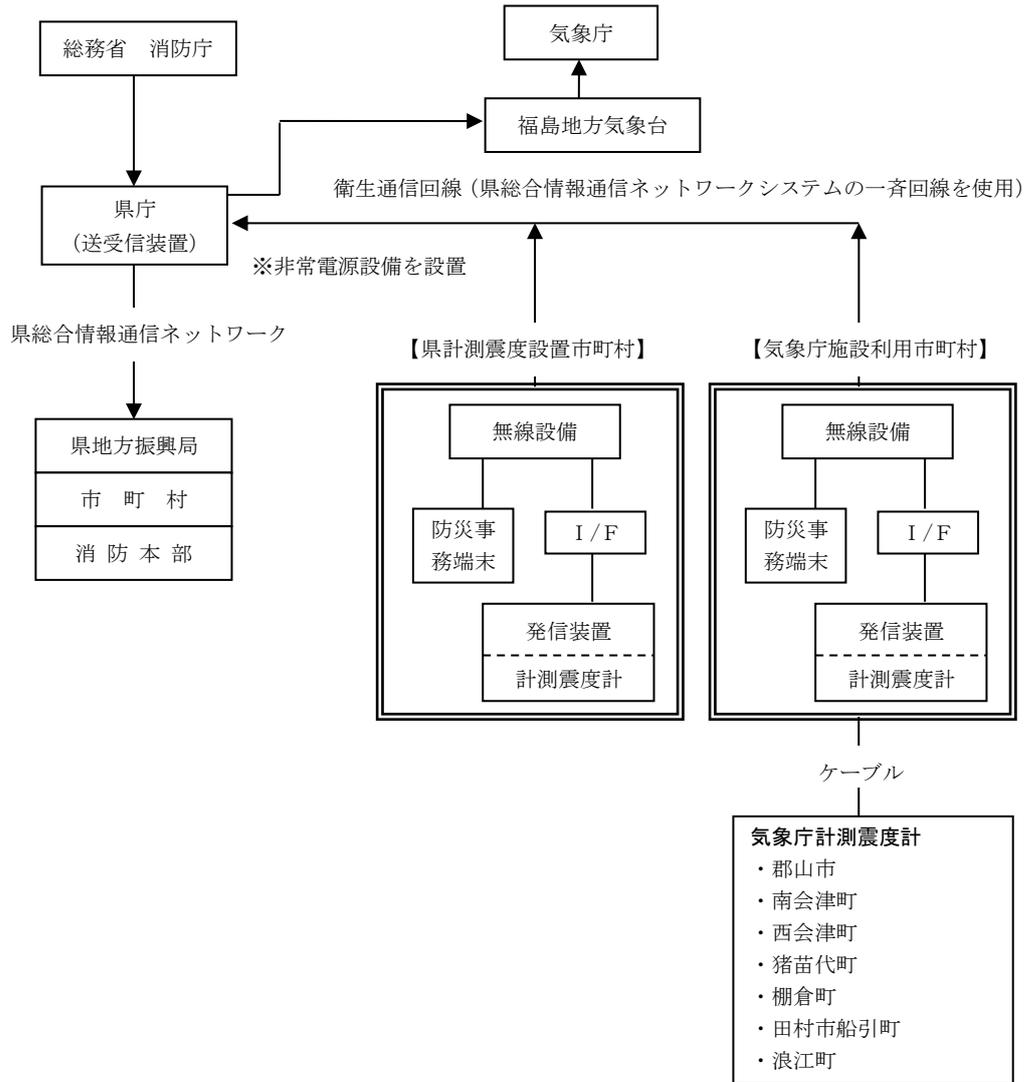
2 福島県震度情報ネットワークシステムの活用

県（生活環境部）では、県内の83箇所に計測震度計を整備し、気象庁の計測震度計利用の7箇所（郡山市・南会津町・西会津町・猪苗代町・棚倉町・田村市船引町・浪江町）と合わせて、県内の全市町村の震度情報を収集し、ネットワーク化を図っている。

このシステムで得られた震度情報は、県庁を経由し、総合情報通信ネットワークを通して県の各地方振興局、各市町村、各消防本部等に配信される。

村は、被害状況の推定、各種の応急対策の検討をはじめ、初動体制の充実・強化に活用する。

震度情報ネットワークシステムの概要図



第3節 市街地の防災対策

[総務課、地域整備課、須賀川地方広域消防本部]

市街地において地震が発生した場合、住民の生命、財産の被害が大きくなるおそれがあることから、村は、被害を最小限に防止するため、建築物の耐震化・不燃化の促進、都市公園の整備・保全による防災空間の確保、計画的な街路整備による避難及び輸送路の確保、さらには既成市街地の再開発等による総合的な都市防災の整備に取り組み、災害に強い安全なまちづくりを積極的に推進する。

第1 建築物防災対策

1 玉川村耐震改修促進計画の策定

村は、既存建築物の防災対策をより効果的に推進するため、地震対策及び防火対策等、各種の対策を相互に関連づけた総合的な玉川村耐震改修促進計画の推進を図る。

- (1) 耐震診断及び耐震改修対策
- (2) 落下物対策
- (3) アークード安全対策
- (4) ブロック堀等安全対策
- (5) 定期調査報告の推進

2 一般建築物の耐震性強化

建築物の耐震性については、建築基準法により最低の基準が定められているが、昭和55年に制度化された新耐震設計基準の適用以前の建築物については、必ずしも十分な耐震性を有していないものがあるのが現状である。

このため、村は、建築物の所有者又は管理者に対し、耐震工法及び耐震補強等の重要性について啓発を行い、一般建築物の耐震性の強化を図る。

また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の的確な施行に努める。

(1) 耐震化に関する住民相談の実施

村は、住民からの建築物の耐震性に関する相談に応ずるとともに、耐震診断及び耐震補強に関する技術指導、啓発等に努める。

(2) 耐震性に関する知識の普及

村は、耐震工法、耐震補強などについての資料を配布し、説明会の開催等を行い、建築物の耐震性確保を図る。

(3) 建築士会等の協力

村は、建築物の設計・施工について豊富な知識と経験を持つ建築士会等と協力し、一般建築物の耐震性確保を図る。

3 被災建築物の応急危険度判定制度の創設と充実

村は、地震により被災した建築物（一般住宅を含む）が、余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定活動を民間の建築士等の協力を得て行うための判定活動体制の構築を行う。

4 窓ガラス等の落下物防止対策

村は、地震時に建築物の窓ガラス、看板等落下物による危険を防止するため、次の対策を講ずる。

- (1) 村は、容積率400%以上の地域内に存する建築物及び村防災計画において定められた避難場所までの避難路等に面する建築物で地階を除く階数が3以上のものを対象に落下物の実態調査を行う。
- (2) 実態調査の結果、落下物のおそれのある建築物について、その所有者又は管理者に対し改善を指導する。
- (3) 建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。

5 ブロック塀の倒壊防止対策

村は、地震によるブロック塀（石塀を含む）の倒壊を防止するため、次の施設を推進する。

- (1) 村は、住民に対し、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し、啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し、知識の普及を図る。
- (2) 村は、市街地内のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。なお、実態調査は通学路、避難路及び避難場所等に重点を置く。
- (3) 村は、ブロック塀を設置している住民に対して日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生け垣化等を奨励する。
- (4) 村は、ブロック塀を新設又は改修しようとする住民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

6 建築物不燃化の促進

(1) 防火・準防火地域の指定

村は、県と連携し、建築物が密集し、火災により多くの被害を生ずるおそれのある地域を防火地域又は準防火地域に指定し、耐火建築物、準耐火建築物その他建築基準法で規定する防火措置を講じた建築物の建築を推進する。

ア 防火地域は、原則として容積率400%以上の近隣商業地域及び商業地域について指定を行うほか、集団的地域としての「建築物密集地域」、「公共施設等重要施設の集合地域」あるいは路線的な地域としての「幹線街路沿いの商業施設等の連坦する地域」等都市防災上の観点から、特に指定が必要と考えられる地域についても順次指定を進める。

イ 準防火地域は、原則として住居専用地域、工業地域及び工業専用地域を除く容積率300%以上の区域及び建築物が密集し、又は、用途が混在し火災の危険が予想される地区等について指定を進める。

(2) 建築物の防火の促進

新築、増改築等建築物については、建築基準法に基づき指導を行うとともに、既存建築物については、次の法制度体系を通じ事業の推進を図る。

ア 既存建築物に対する改善指導

村は、旅館等の不特定多数の人が集まる既存特殊建築物の防災性を常時確保するため、建築基準法第12条の規定に基づく定期報告制度を活用し、建築物の安全性確

保と施設改善を指導する。

また、大規模な既存特殊建築物及び中小雑居ビルに対して、防火及び人の避難の安全を確保するため、必要な防火避難施設の改善を指導する。

イ 防火対象物定期点検報告制度

村は、消防本部が実施する「防火対象物定期点検報告制度」に基づき、必要に応じ、消防本部と連携して防火避難施設の改善指導を行う。

第2 防災上重要な建築物の耐震性確保等

村は、大規模な地震による災害時に、応急対策活動の拠点となる施設を防災上重要建築物として指定し、それらの施設の重要度に応じた耐震性の確保を図る。

特に、災害対策本部を設置する施設については、優先的に耐震性の確保を図る。

1 防災上重要な建築物の指定

村は、次の施設を防災上重要建築物に指定する。

(1) 防災拠点施設

村役場、須釜支所、公民館、道の駅たまかわ（こぶしの里）

(2) 避難施設

村立小中学校、屋内体育館、ふれあいセンター

(3) 緊急医療施設

玉川村保健センター

2 耐震診断・耐震化の実施

村（各施設管理者）は、防災上重要建築物について、「玉川村耐震改修促進計画」に基づき耐震診断を速やかに実施し、公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果に基づき、耐震性に係るリストの作成及び公表を行い、耐震化を行うなど耐震性の確保を図る。

3 建築設備の耐震性確保

村（各施設管理者）は、防災上重要建築物に該当する施設が、大規模な地震の発生後も継続してその機能を果たせるよう、建築設備についても耐震性に十分配慮する。特に、災害対策本部を設置する施設については、優先的に建築設備の耐震性の確保を図る。

なお、防災拠点施設、避難施設、緊急医療施設においては、ライフライン系統の断絶等の不測の事態に備え、太陽光パネルや非常用発電装置の設置など、業務の継続に必要な非常用設備の整備を推進する。

4 ロッカー、書架等の転倒防止対策

村（各施設管理者）は、防災上重要建築物に該当する施設が、大規模な地震の発生後も継続してその機能を果たせるよう、ロッカー、書架等の転倒防止対策を行うとともに、転倒防止対策について、定期的に確認を行う。特に、災害対策本部を設置する施設については、優先的にロッカー、書架等の転倒防止対策を行う。

5 防災拠点施設の整備等

村は、被災地外からの支援物資や人的応援を速やかかつ的確に受け入れ、救援・復旧活動を展開するため、道の駅たまがわ（こぶしの里）を新たに防災拠点施設として指定

し、オープンスペースを確保した防災活動拠点のネットワーク整備を進める。

施設としては、平常時、住民や自主防災組織のリーダー等を対象とした災害や防災に対する知識・体験を深めるための啓発・教育等の施設と災害時の資器材、物資等の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、通信施設等で構成されるものを考慮する。

なお、新たに整備する防災拠点施設には、次に掲げる設備の整備を図る。

- (1) 非常電源設備
- (2) 耐震性貯水槽
- (3) 防災行政無線
- (4) 防災倉庫（災害対策活動要員用物資を対象とする。）
- (5) 臨時ヘリポート
- (6) 非常用排水設備又は排水槽

第3 防災空間の確保

1 都市公園等の整備

都市公園等は、都市における緑とオープンスペースの中核として、自然とのふれあい、活力ある長寿・福祉社会の形成、コミュニティの醸成、スポーツ・レクリエーション活動等、住民の多様なニーズに対応する都市生活の根幹的施設であると同時に、大規模な災害の発生時には、延焼防止、避難場所あるいは救援活動の拠点として防災上重要な役割を担っている。

また、国の防災公園等に関する施策の拡充を踏まえ、村は、計画的に整備拡大を図り、防災効果を発揮する防災空間の確保に努める。

2 道路の整備

道路は、人が歩き、車が走るためばかりではなく、コミュニティの形成等、住民生活のあらゆる面で利用されていると同時に、災害時には、避難路や救援路さらには防火帯の役目を果たすなど重要な役割を果たしている。

村は、災害時の避難路のネットワーク化とともに、緊急支援物資の輸送、救急、消防等に緊急活動に効果を発揮する幹線道路ネットワークの計画的な整備を推進する。

整備にあたっては、十分な道路幅員の確保、電線類の地中化、緑化等により、災害に強い構造とするとともに、複数の経路でどの地域にもアクセスできるダブルネットワーク化を図る。

3 空間の利用

道路や都市公園等は村の貴重な空間であり、災害時には延焼遮断空間等として防災上重要な役割を持つ。これらの都市空間においても、耐震性貯水槽、備蓄倉庫、ヘリポート等の災害時に必要となる施設を整備するほか、村はライフラインの信頼性を確保するため、各事業者と協力して電線類共同溝等の整備を推進する。

4 オープンスペースの確保

災害時に、住民の避難場所、物資の輸送拠点、応援部隊の活動拠点、資材置場、仮設住宅の建設用地、がれきの仮置場等に活用できる公園、グラウンド、河川敷及び農地等のオープンスペースについて、村は、定期的に調査を実施し、その把握に努める。

第4 市街地の開発等

1 市街地再開発の推進

低層の木造建築物が密集し、生活環境の悪化した市街地において、細分化された宅地を共同化してオープンスペースを確保するとともに、不燃建築物の建築及び交通広場、街路、公園、緑地等の公共施設の整備を行い、防災性の高い安全で快適な環境の創造に努める。

(1) 市街地再開発事業

土地の適正な高度利用と市街地機能の更新及び市街地の防災を推進するために、市街地再開発基本計画及び事業計画等の作成を進めている地区の事業化を促進する。

(2) 優良建築物等整備事業等

市街地の環境の整備改善、防災性の向上に資する良好な建築物の整備を図るため、優良建築物等整備事業等の再開発関連諸制度を活用し、安全で快適なまちづくりを促進する。

(3) 市街地再開発資金融資制度

耐火建築物の建設を行う者に、その建設資金を融資し、防災性の高いまちづくりを促進する。

2 住環境整備事業の推進

市街地において、不良住宅が集団的に存する地区等は災害時に被害の拡大が懸念される。これらの地区を居住環境、都市基盤及び都市防火等の観点から整備することにより、良好な市街地が形成され、防災性の高い安全で快適なむらづくりを図る。

3 土地区画整理事業の推進

村は、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を目的とした土地区画整理事業を実施することにより、防災的効果を有した安全で快適なむらづくりを推進する。

村は、土地区画整理事業の計画をおおむね次の基準により策定する。

(1) 村施行土地区画整理事業

ア 施行地区の面積は、原則として5ha以上とする。

イ 施行地区は、都市計画道路、公園、緑地等の新設を含む地区で、地震災害時には、当該区域内の施設が防災効果を発揮するよう整備する。

ウ 施行地区は、非常時の防災拠点を形成するため、避難場所となる公園や医療・福祉・行政施設等を集積した街区を持った市街地として整備する。

(2) 組合施行土地区画整理事業

ア 施行地区の面積は、原則として10ha以上とする。

イ 事業施行後、施行地区内の道路、公園、広場、緑地等公共の用地に供する土地の面積の合計が施行面積のおおむね25%以上となるものとし、防災効果を発揮するよう整備する。

ウ 都市計画道路（幅員12m以上）を適切に配置する。

第4節 上水道、下水処理施設災害予防対策

[地域整備課]

上水道、下水処理施設の耐震性を強化して、地震時の被害を最小限にとどめ、かつ速やかに被害施設の復旧を可能にするために必要な施策を実施することを目的とする。

第1 上水道施設予防対策

1 水道施設等の整備

村は、水道施設のより一層の耐震化を図り、水道水の安定供給と二次災害の防止のため、次により水道施設の整備を図る。

- (1) 水道施設の耐震化を効果的・効率的に進めるため、既存施設の耐震診断等を行い、順次計画的に耐震化を進める。
- (2) 基幹施設の分散や系統多重化により補完機能を強化するとともに、配水系統のブロック化により、地震被害の軽減等を図る。
- (3) 施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な情報伝送設備や遠隔監視・制御設備、自家発電設備等の電気機械設備について耐震化を図る。
- (4) 水道施設の耐震化事業には、事業収入の増加につながらない大きな投資を必要とすることから、村の一般会計による支援を受けるなど、必要経費の確保を図る。

2 応急復旧用資器材の確保

村は、応急復旧用資器材を備蓄しておくとともに、資器材の備蓄状況を把握しておく。

3 相互応援

村は、応急復旧作業を迅速に進めるための人員等の確保のため、隣接水道事業者等、さらには地震による同時被災を免れると思われる水道事業者等と応急復旧等の応援活動に関する応援協定を締結しておくなど、相互応援体制の整備を図る。

第2 下水処理施設予防対策

1 下水処理施設の整備

村は、下水処理施設の計画、設計、施工及び維持管理にあたり、立地条件に応じ、地震に対して次の対策を実施する。

- (1) ポンプ場及び処理場内の重要施設について耐震計算を行い、その他の施設については、ある程度の地震被害を想定して、施設の複数化、予備の確保等により機能の確保を図るとともに、補修の容易な構造とするなど、復旧対策に重点をおいた整備を図る。
- (2) ポンプ場及び処理場では、地震時においても最小限の排水機能が確保されるよう整備を図る。また、停電及び断水に対して速やかに対応できるよう考慮する。
- (3) 地震の程度により排水機能に支障を来す場合があるので、緊急用として重要な管渠及び処理場については、バイパス等の整備の検討を行う。
- (4) 液状化対策として、主要な管渠工事にあたっては、事前に地質調査を実施するとともに、埋戻しに液状化が起りにくい材料を使用するなど工法の検討を行う。
- (5) ポンプ場及び処理場内での各種薬品、重油及びガス等の燃料用設備の設置にあつ

ては、地震による漏洩、その他の二次災害が発生しないよう考慮する。

- (6) 施設の維持管理においては、定期点検等による危険箇所の早期発見とその改善を行い、施設の機能保持を図る。

2 応急復旧用資器材の確保等

村は、復旧工事を速やかに施工するため、必要な資器材の備蓄に努めるとともに、資器材の優先調達を図る。また、地震発生時にすぐ対応できるように、下水道台帳とともに維持管理記録を一体として整理し、さらに優先的に調査する必要のある箇所を特定するための下水道防災マップの作成を行っておく。

3 要員の確保

応急復旧に必要な要員の配備計画をあらかじめ定めておくとともに、必要な人員を確保するため、施設の施工業者、管理委託業者及び他の下水道事業者等と災害時の応援協定等の締結を推進する。

第5節 電力、ガス施設災害予防対策

[東北電力（株）、LPガス販売店]

電力、ガス施設の耐震性の強化及び被害の軽減のための諸施策を実施し、震災時の被害を最小限にとどめ、安定した電力およびガスの供給の確保を図るため予防措置を講ずる。

第1 電力施設災害予防対策（東北電力（株））

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、本店、支店及び各事業所（以下、この節において「支店（所）」という。）に災害対策組織を整備し、防災体制を確立しておくとともに、その組織の運営方法及び関係機関との連携・協調の体制についても定めておく。

第2 ガス施設（LPガス）災害予防対策

1 防災体制の確立

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、初動措置段階における組織として、災害対策に関する規程及び保安規程に基づく体制を整備し、初動措置として実施すべき事項を明確にしておく。

2 事業計画

地震防災応急対策に係る措置を円滑に実施することによって、二次災害の防止や供給停止の早期復旧を図るための地震防災計画を策定し、これを段階的に推進する。

(1) LPガス設備の耐震性の強化計画

ア 消費先の容器置場等

火気との距離を確保するために消費先の容器置場に隔壁等を設置する場合は、耐震性を考慮し施工することはもちろんのこと、既設の隔壁等についても耐震性等の評価を行い、必要に応じ、強化等の措置を講ずる。

イ 容器の転落・転倒防止措置

容器の転落・転倒防止については、省令に基づく措置を講ずることはもちろんのこと、適正な鎖掛け等を実施し、定期点検を実施する。

ウ 耐震性配管への切り替え

埋設配管は、耐震性の高い配管を設置するものとし、既設埋設配管についても計画的に耐震性の高い配管へ切替えを行う。

エ 安全器具の設置

マイコンメーターは、災害防止に効果があることから、未設置箇所に早急に設置することはもちろんのこと、感震機能搭載のS型マイコンメーターや集中監視システム等の導入を図り、より高度な保安を実現する。

オ ガス放出防止器等の設置

容器等からのガス漏れを防止するため、ガス放出防止器等の設置を図る。

なお、設置にあたっては、地震発生時において、容器のバルブの閉止が困難な高齢者世帯等を優先的に行うなどの配慮をする。

(2) 情報収集のための無線等通信設備の整備

地震発生直後の供給区域内の被害情報の収集や緊急措置の実施のための連絡を迅速かつ的確に行うための情報通信設備を整備しておく。

(3) 防災資器材の管理等

次の防災資器材及び常備品を備え、定期的に数量を確認するとともに使用可能な状態に管理しておく。

ただし、自社において確保が困難な場合は、関係団体等から調達ルートを確立しておく。

ア 修理用工具類

イ 車両、機械

ウ 点検用工具類

エ 非常食、飲料水

オ 救急医薬品

カ 緊急支援用物資（カセットコンロ、カセットボンベ等）

キ 補修用・仮設住宅用機器（充てん用容器、ガスメーター、調整器等）

(4) 復旧計画の策定

円滑かつ効率的な復旧作業を行うため、あらかじめ次の事項を考慮し、社団法人エルピーガス協会が設置する現地対策本部と事前に協議し、復旧計画を定めておく。

なお、計画策定（復旧作業の優先順位）にあたっては、原則として人命にかかわる箇所、官公署、報道機関、避難場所等の優先を考慮して策定する。

ア 住宅地図の整備・管理の在り方

イ 集合住宅の開栓の在り方

ウ 合理的な緊急点検の方法

(5) 防災訓練の実施

地震発生時に迅速かつ的確に防災活動を実施するため、行政機関の防災計画との関連も考慮して、災害対策本部の活動、現地対応等について、できる限り実践に則した訓練を実施する。

(6) 防災関係機関との相互協力

市街地において、ガス漏れ等による爆発事故等が発生した場合、適切に対応できるよう、防災関係機関と日頃から責任分担を明確にしておくとともに、必要な相互協力ができるよう協議しておく。

第6節 鉄道施設災害予防対策

[東日本旅客鉄道（株）]

地震時における旅客の安全と円滑な輸送を図るための予防対策を確立し、かつ、鉄道施設の耐震性を強化し、被害を最小限にとどめるよう、各施設に予防措置を講ずる。

1 防災体制の確立

- (1) 災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、水戸支社内及び現地に災害対策組織を整備し、防災体制を確立しておくとともに、その組織の運営の方法及び関係機関との連携・協調の体制についても定めておく。
- (2) 災害の情報を迅速かつ的確に把握するため、災害対策組織内での状況報告の方法、報告事項の基準等を定めておくとともに、村及び関係機関と密接な情報連絡を行うための必要な措置等についても定めておく。

2 事業計画

- (1) 施設の耐震性の強化計画
 - ア 土木建築物の変状、もしくは既変状の進行の有無を把握するため、定期検査を実施するとともに、線路等災害警備計画を作成し、気象異常等の線路巡回計画を定める。
 - イ 関係箇所長は、線路に近接する施設の落下、倒壊による線路への被害を防止するため、関係官公庁、施設管理関係者に施設の整備を要請する。
- (2) 地震計の設置

地震計を設置するとともにあらかじめ運転規制区間を定めておくことにより、地震発生時における早期点検体制の確立を図る。
- (3) 要員及び資器材の確保
 - ア 災害復旧に必要な要員及び資器材を確保するため、あらかじめ非常招集計画を定め、必要な資器材を常備しておくとともに、関係協力会社との協議要領を定める。
 - イ 復旧に必要な資器材及び災害予備貯蔵品を備蓄している関係箇所長は、定期的に点検を行い、その保有数の確認と機能保持に努める等の保守管理体制を確立する。
 - ウ 自動車を保有する関係箇所長は、災害復旧に必要な要員及び輸送計画を定めるとともに、緊急通行車両の事前届出を警察関係機関に行い、事前承認を受けておく。
- (4) 防災業務施設及び設備の整備
 - ア 関係気象官署（福島地方気象台等）との連絡を緊密に行い、津波警報等の伝達、情報の収集、観測施設相互間の連絡等に必要な気象観測設備、通信連絡設備、警報装置等を整備しておく。
 - イ 大規模な地震等が発生した場合の情報収集、連絡等を行うため、携帯電話等を配備する。
- (5) 電力の確保

災害時における列車の運転用・営業用電力を確保するため、停電時には非常用予備発電装置及び予備電源設備を活用するとともに、電気事業者からの受電方策等を講ずる。

るなど、早期給電体制の整備に努める。

(6) 防災教育の実施

社員に対し、災害予防に関する講習会・説明会の開催、パンフレット等の配付を行うとともに、日常業務を通じて次により必要な教育を行う。

- ア 予想される災害及び対策に関する知識
- イ 風水害及び地震発生時にとるべき初動措置
- ウ 事故処理要領に関する知識
- エ 社員が果たす役割及びその他必要な教育

(7) 防災訓練の実施

社員に対し、災害応急対策及び災害復旧に必要な次の訓練を行うとともに、地方公共団体及び防災関係機関が行う合同防災訓練に積極的に参加し、必要な知識の習得に努める。

- ア 非常参集訓練及び災害発生時の初動措置訓練
- イ 消防（通報、消火、避難）訓練及び救出・救護訓練
- ウ 旅客等の避難誘導訓練

第7節 電気通信施設等災害予防対策

[東日本電信電話（株）]

電話施設の予防対策は、災害時においても、通信の確保ができるよう、平常時から設備の防災構造化を実施する。

また、災害が発生した場合に備えて、東日本電信電話（株）福島支店に災害対策内規を制定し迅速かつ的確な措置を行えるよう、万全の体制を期する。

第1 施設の現況

1 建造物・設備等の現況

(1) 交換機設置ビル

過去の大規模な地震や被害状況を参考として、耐震、耐火構造のビル設計を行うとともに、地震に起因する火災や降雨による浸水等の二次災害を防止するため、地域条件に即して防火扉、防水扉等を設置している。

(2) 所内設備

ア 所内に設備する通信用機器は、地震動による倒壊、損傷を防止するため、支持金物等による耐震措置を行うとともに、脱落防止等の措置を行っている。

イ 通信機械室に装備してある器具・工具、試験器等は、耐震対策を施し、棚等は不燃性のものを使用している。

(3) 所外設備

ア 地下ケーブル

地下ケーブルは、耐震性の高い洞道への収容及び移設を随時実施している。

イ 橋りょう添架ケーブル

二次的災害の火災による被害を想定して、耐火防護及び補強を実施している。

2 災害対策用機器

(1) 災害対策用無線機

ア 地域的な孤立を防止するための孤立防止用衛星通信方式(KU-1ch)を県内の役場、支所、出張所等の7箇所配置している。

イ その他、復旧作業用として衛星携帯電話機を常備している。

(2) 非常用可搬型交換装置

所内通信設備が被災した場合、重要な通信を確保するため、代替交換機装置として、全国主要都市に非常用可搬型交換装置を配備している。

(3) 移動電源車

災害時等の長時間停電対策として、移動電源車を福島県内主要拠点に配備している。

第2 実施計画

1 施設・設備等の確保施策

電気通信設備を確保するために次の諸施策を計画し、実施中である。

- (1) 公共機関等の加入者の必要な通信を確保するため、ケーブルの2ルート化と回線の分散収容を図る。
- (2) 通信が途絶するような最悪の場合でも、最小限度の通信ができるよう、必要な場所に臨時公衆電話を設置し、一般県民の使用に供する。
- (3) 架空ケーブルは、地震及び地震による二次災害（火災）に比較的弱いので、地下化の望ましい区間は地下化を促進する。
- (4) 交換機設置ビル相互間を結ぶケーブルは、経路の分散化を推進する。
- (5) 商用電源が停止した場合の対策として、予備エンジンを常備しているが、さらに被災した場合を考慮して、移動電源装置、可搬型電源装置を配備している。
- (6) 災害時の通信確保及び復旧対策として、移動電源車、衛星通信システム装置を県内主要地域に配備するとともに、配備運用体制の見直しを行う。

2 防災訓練

災害予防措置及び災害応急対策措置等を円滑かつ迅速に実施できるよう次の訓練を、単独又は共同するなどして実施する。

- (1) 気象に関する情報伝達訓練
- (2) 災害時における通信疎通訓練
- (3) 電気通信設備等の災害応急復旧訓練
- (4) 消防及び水防の訓練
- (5) 避難及び救助訓練

3 防災関係機関との相互協力、連携強化

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災関係機関に対し協力要請する必要がある場合の要請方法等を明確にしておく。

- (1) 物資対策
県及び地方公共団体等に対する燃料、食料等の特別配給要請。
- (2) 電源対策
商用電源の供給要請。
- (3) お客様対策
お客様に対する故障情報、回復情報、輻輳回避策等の情報提供を行うための報道機関への要請。

第8節 道路及び橋りょう等災害予防対策

[地域整備課]

村をはじめ施設等の施設管理者は、日頃から道路施設の危険箇所の点検調査とこれに基づく対策工事並びに橋りょうの点検調査に基づく補強等を実施し、地震に強い施設の確保に努める。

第1 村が管理する道路及び橋りょう災害予防計画

1 現況

地震による道路の被害は、高盛土部における路体や法面の崩壊、切土部における土砂崩落等のほか、地盤の亀裂・陥没・沈下・隆起に伴う道路施設の破壊が予想される。

県内には、複数の破砕帯、断層が存在しており、危険箇所を数多く抱えている。橋りょうについては、老朽化しているものや耐震設計を満足しないもの等があるため、耐震性の向上を図るとともに、落橋防止対策が必要である。

2 計画目標

法面崩壊、土砂崩落、落石等については、法面保護工の設置、落石防護工の設置を進める。老朽橋、耐震設計を満足しない橋りょうについては、架替、補強を推進し、落橋防止対策を行う。

事業の実施順序は災害時における重要度を考慮して実施する。

3 実施計画

(1) 道路の整備

道路法面の崩落が予想される箇所、路体の崩壊が予想される箇所等を把握し、対策の必要な箇所について、工法決定のための調査を行い、その対策工事を実施する。

(2) 橋りょうの整備

ア 既設橋りょうの対策

既設橋りょうは、「道路防災総点検について」(平成8年8月9日付け建設省通知)に基づき、平成8・9年度に実施した道路防災総点検の結果等により、耐震対策が必要な橋りょうについて、「橋、高架の道路等の技術基準の改定について」(平成24年2月16日付け国土交通省通知)を適用し、耐震対策を実施することを基本とする。

ただし、優先的に耐震補強対策を実施する必要がある橋りょうについては、落橋等の甚大な被害を防止する耐震対策(耐震性能3)を実施する。

イ 新設橋りょうの建設

新設橋りょうは、「橋、高架の道路等の技術基準の改定について」(平成24年2月16日付け国土交通省通知)を適用し建設する。

橋りょうの耐震設計の基本的な方針としては、次のとおりである。

(7) 橋の耐震設計は、設計地震動のレベルと橋の重要度に応じて、必要とされる耐震性能を確保することを目的として行う。

(4) 耐震設計にあたっては、地形・地質・地盤条件・立地条件等を考慮し、耐震性の高い構造型式を選定するとともに、橋を構成する各部材及び橋全体系が必要な

耐震性を有するように配慮しなければならない。

第2 農道・林道及び橋りょう災害予防計画

1 現況

地震による農道・林道の被害は、切土部及び山腹斜面の土砂崩落、落石等の発生が予想される。また、局所的ではあるが、高盛土部分の路体の破壊が予想される。

橋りょうについては、経年により老朽化しているもの、耐震上不十分なもの等が見受けられ、落橋防止対策が必要である。

2 計画目標

農山村地域の生活道路として、また、避難路としての機能を確保するため、土砂崩落及び落石の危険箇所に対する法面保護工等の措置、また、老朽橋については架換補強等を推進して、震災時の通行及び輸送の確保を図る。

3 実施計画

(1) 農道・林道の保全整備

法面の崩落、落石等の危険箇所については、各管理者の調査によりその箇所を把握するとともに、法面保護施設の工事を実施し、危険箇所の解消を図る。

(2) 橋りょうの整備

農道橋りょうについては、道路橋示方書により設計施工されているが、経年により老朽化した橋りょうを農道管理者が点検し、耐震上不十分であれば補強について、県と協議の上、対策を実施する。

また、林道橋りょうについては林道技術基準に基づき、耐震構造として設計架橋されているが、老朽橋並びに木橋については架替え、補強の必要があり、林道管理者の調査計画により順次実施する。

第3 電線共同溝の整備

1 現況

地震の発生により道路敷を占有している電柱類が破損し、電線類（電力線、電話線他）の機能支障が生じるとともに、道路交通の障害となることが懸念されるため、被害の生じにくい地中化の推進が重要である。

このため、災害時における安全性向上に資する収容施設としての電線共同溝の整備を図る必要があると考えるが、村における整備率は低い状況にある。

2 計画目標

村は、東北電力株式会社、東日本電信電話株式会社等の事業者と協議の上、電線共同溝の整備を推進する。

第9節 河川等災害予防対策

[地域整備課、企画産業課]

河川等は、地域住民の生命・財産を守り、産業の発展に欠かせない施設である。これらの施設の整備にあたっては耐震性に十分配慮し、計画的に予防対策を実施する。

第1 河川管理災害予防対策

河川改修については、今後とも計画的に推進する。

また、地震により河川管理施設が被災した場合は、早急に復旧し浸水被害に備える。

第2 ダム施設等災害対策

本村の近隣では千五沢ダムの治水機能の補完工事が予定されている。

村は、地域住民の生命と財産を水害から守るため、県との連携を強化する。

第3 ため池施設災害対策

本村におけるため池は、「資料編 ため池箇所」のとおりとなっている。老朽化したため池もみられ、このような老朽ため池が、かんがい期の満水時に地震による被害を受けた場合は、下流域に大きな二次災害を発生させるおそれがある。

土地改良事業長期計画のため池等整備事業により、災害を及ぼすおそれのある緊急性の高い地区について重点的に整備を進める。

第10節 地盤災害等予防対策

[地域整備課]

地震による被害の大きさは、地盤の特性及び地形等が大きな要素を占めている。したがって、地震による被害を未然に予防又は軽減するためには、その土地の地形、地質及び地盤を十分に理解し、その土地の自然特性及び災害特性に適した土地利用を計画的に実施していく必要がある。

このため、今後適正な土地利用を推進するとともに災害時の被害を軽減するための諸対策を実施していく。

第1 地形及び地盤

1 地形

地形はその形成過程を反映した結果として形成されるものであり、地形が類似している場合、地盤の性質も類似している場合が多い。国土数値情報等で整備されている地形分類は、地盤の成因、形態、構成する地質、形成年代がそれぞれの基準の中において等質となるものをまとめたものであり、地盤の構成と関係が深い。地震動は、地盤の統制により様々な大きさに増幅されるが、この特性と地形との間に一定の相関関係があることがわかっている。

つまり、地域の地形を把握することで地震動の危険度を概ね予測することが可能である。

2 地盤の固有周期分布特性

地震計の振り子を自由に（制御のない状態で）振らせると、ある定まった（地震計に固有な）周期で震動を続ける。このときの周期を固有周期という。固有周期は地震計の特性を表わす重要な定数である。

同様に建物や橋などの構造物もそれぞれ固有周期がある。地震動の周期が構造物の固有周期に近い場合には構造物は大きく揺れる。このような状態を共振という。

地盤の固有周期とは地盤が最も強くゆれる周期で、地盤固有の特性である。地盤が固ければ固有周期が短く、逆に地盤が軟らかければ固有周期が長い。その地盤の上に立つ建物の固有周期と近ければ共振現象により、被害が大きくなる可能性が高い。

通常の木造建物の固有周期は、古いものが0.5～0.6秒程度、新しいものが0.3秒程度である。非木造建物は階数と比例しており、住宅（2階建）の場合、0.1～0.2秒程度であることから、地盤の固有周期がわかれば、それだけでも被害程度のおおよその見当をつけることが可能である。

地盤の固有周期分布をみると、本村の位置する地域は、地盤の固有周期が長い地盤となっており、比較的軟らかい地盤であるといえる。

固有周期が長い（＝地盤が軟らかい）地域では一般に地震動が大きくなりやすいことから、これらの地域では、被害が大きくなる可能性がある。

地形と災害の関係

地形区分		震害特性		
		振動災害	液状化災害	地盤崩壊等
山地・火山地		・比較的地盤が安定しており、安全。	・危険はない。	・30度以上の急傾斜地風化の進展した地域、表土層が厚く堆積した地域では非常に危険。 ・火山噴出物が厚く堆積した斜面や、火山活動により岩石の変質が進んだ地域で危険性が非常に高い。
丘陵地・台地		・比較的地盤が安定しており、安全。	・危険性はない。	・近年、都市近郊の宅地開発が進み、丘陵の傾斜地、台地の崖付近にも住宅が増加、人工の崖も急増しており、崖崩れによる被害を生じやすい。
盆地		・過去の事例より、本地形の端部等において大きな被害が出たとの報告もある。	・河川沿い、湖沼付近、地下水位の高い所では危険性あり。	・比高の大きい自然堤防、砂堆・砂州の縁部では、崩壊や陥没、亀裂の発生可能性がある。
低地	扇状地 低地	・一般に砂礫からなる硬地盤で、比較的安全。 ・末端（扇端）は粒子が細かく砂礫層も薄く、下部に軟弱層があり、危険性は高い。	・地下水位の高い所や末端部では危険。	・比高の大きい自然堤防、砂堆・砂州の縁部では、崩壊や陥没、亀裂の発生可能性がある。
	三角州 性低地	・危険性が高い。	・水路沿い等砂質の多い三角州、砂丘の背後、砂堆、砂州の縁辺部の海岸平野では危険。	・危険性は低い。
	自然堤防・砂州	・砂・礫からなり、低地の一般面に比べて安全。 ・軟弱地盤上に粗粒砂が薄く堆積している場合、危険。	・地表付近に砂質土が堆積している所は危険。 ・周辺部の地下水位が高い場所は危険。	・比高の大きい自然堤防、砂堆・砂州の縁部では、崩壊や陥没、亀裂の発生可能性がある。

出典) 福島県地域防災計画

第2 土石流災害予防対策

土石流危険渓流では、地震により山腹崩壊等が発生し、渓流内に堆積した土砂が土石流として住民の生命や財産に大きな被害を与えることが予想される。

村は、県から提供される土石流危険渓流や土石流危険区域、土石流災害に対処するための警戒避難基準に関する資料をもとに、指定された土砂災害警戒区域を中心に、県と連携して、危険箇所の周知や雨量等の情報提供に努め、地域住民の警戒避難体制の強化を促進させるなど、総合的な土砂災害対策を推進する。砂防施設の整備にあたっては、耐震性を確保するとともに、避難地や避難路等の防災施設や老人ホーム等の災害時要援護者に関連した施設に対する対策を重点化する。

また、山地災害危険地区についても同様に県と連携し、住民への周知徹底を図るとともに、地震後及び梅雨期など必要とするときには、危険箇所の点検を実施する。

なお、地震やその後の降雨等により、山腹崩落及び地すべりによって発生した土砂等が土石流となって流出し、山地災害が発生する恐れがあると想定される集落等に近接する危険渓流について、治山事業の促進を図る。

第3 地すべり災害予防対策

地すべり危険箇所では、地震により地すべりが誘発助長され、住民の生命や財産に大きな被害を与えることが予想される。

村は、県から提供される地すべり危険箇所や地すべり危険区域、地すべりに対処するための警戒避難基準に関する資料に基づき、指定された土砂災害警戒区域を中心に県と連携しながら危険箇所の周知や雨量等の情報提供に努め、地域住民の警戒避難対策の強化を促進させるなど、総合的な土砂災害対策を推進する。

地すべり防止施設の整備にあたっては、避難地や避難路等の防災施設や病院、老人ホーム等の災害時要援護者に関連した施設に対する対策を重点化する。

また、急峻な地形と、脆弱な地質、豪雪等の気象条件により地すべり危険箇所が多数残存していることから、地すべりによる災害を未然に防止するため、住民への危険地区の周知を行うとともに、これらの地域が地震等により助長・誘因されないよう地すべり等防止法による防止地域の指定を進め、地すべり対策事業を推進する。

第4 急傾斜地災害予防対策

急傾斜地崩壊危険箇所では、地震より地盤が緩み、斜面崩壊や落石が発生し、住民の生命や財産に大きな被害を与えることが予想される。

村は、県から提供される急傾斜地崩壊危険箇所や急傾斜地崩壊危険区域、がけ崩れ災害に対処するための警戒避難基準に関する資料をもとに、指定される土砂災害警戒区域を中心に、県と連携しながら危険箇所の周知や雨量等の情報提供に努め、地域住民の警戒避難体制の強化を促進させるなど、総合的な土砂災害対策を推進する。

急傾斜地崩壊施設の整備にあたっては、耐震性を確保するとともに、避難地や避難路等の防災施設や老人ホーム等の災害時要援護者に関連した施設に対する対策を重点化し、老朽化した砂防設備については、その安全性の検討を行い、計画的な補強を実施する。

また、山地災害危険地区についても同様に県と協力し、住民への周知徹底を図るとともに、梅雨期など必要と判断される時には危険箇所の点検を実施する。

さらに、地震により、山地災害が甚大になると想定される集落等に近接する危険箇所

について、治山事業の促進を図る。

第5 造成地の災害予防対策

造成地に発生する地震による災害の防止を図るため、宅地造成等規制法、都市計画法、建築基準法においてそれぞれ規定されている宅地造成、開発許可及び建築確認等の審査及び当該工事の施工において、指導、監督を行っている。

造成地における基準等

災害危険区域等の扱い	災害危険区域（建築基準法）、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域の各区域内の土地については、都市計画法に基づき、原則として開発行為を認めない。
人工がけ面の安全措置	宅地造成により生ずる人工がけ面は、その高さ、勾配、土質に応じ、擁壁の設置、その他の安全措置を講ずる。
軟弱地盤の改良	宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行うこととする。
消防水利の設置	宅地造成地内には、必要に応じ、消防法の基準に適合する消防水利を設置する。
設計者の資格	一定規模以上の宅地造成については、その設計図書の作成は一定の資格を有する者によることとする。
小規模造成地の扱い	宅地造成・開発の許可対象とならない小規模な造成地については、建築確認の際その安全について指導する。

第6 液状化災害予防対策

公共・公益施設の管理者は、施設の設置にあたっては、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、開発事業者は、大規模開発にあたって、村、県及び国と十分な連絡調整を図る。

第7 二次災害予防対策

村は、県と連携し、余震あるいは降雨等による二次的な災害を防止するための土砂災害等の危険箇所を、専門技術者（斜面判定士、山地防災ヘルパー）等を活用し点検する体制の整備を図る。

また、危険性が高いと判断された箇所についての警戒体制、関係機関及び地域住民への周知体制、避難誘導體制等についてもあらかじめ検討する。

第11節 火災予防対策

[総務課、地域整備課、消防団、須賀川地方広域消防本部]

地震発生時における被害の拡大を防ぐためには、火災を最小限にとどめることが重要であり、同時多発的な火災の発生を未然に防止し、出火防止、初期消火の徹底、体制の整備、火災の拡大要因の除去及び消防力の強化などの対策を実施する。

「一般災害対策編 第1章 第4節 火災予防対策」の定めるところによるものとするが、地震に対する出火防止対策、及び消防水利の整備については、次のように定める。

第1 出火防止対策

1 防火防災意識の高揚啓発

地震発生時には、同時多発的な出火の可能性が高いため、村は、消防本部と連携し、春・秋季の全国火災予防運動をはじめとする各種火災予防運動等を通じ、地震発生時の出火防止に関する知識の普及啓発活動を推進する。

また、ライフラインの復旧時に出火する場合もあるので、電気のブレーカーの遮断及びガスの元栓閉鎖など避難時における対応についての普及啓発を図る。

2 住宅防火対策の推進

村は、消防本部と連携し、地震発生時における住宅からの火災発生を未然に防止するため、対震安全装置付火気使用設備器具の普及に努めるとともに、住宅防火診断等を通じ、各家庭における火気使用設備・器具の適切な使用方法を指導する。

特に、住宅火災による被災の危険性が高い寝たきり又は一人暮らしの高齢者、身体障がい者の家庭について優先的に住宅防火診断等を実施する。

第2 消防水利の整備

村は、県の指導のもと、地震による消火栓等人工水利の障害に対応できる耐震性の貯水槽の整備や河川水等を活用した自然水利の確保など水利の多様化に努め、消防水利の基準の達成に努める。

第12節 積雪・寒冷対策

[企画産業課、農業委員会]

積雪・寒冷期において地震が発生した場合、他の季節に発生する地震災害と比べて、積雪により被害が拡大することや緊急輸送路、避難路・避難場所の確保等に支障が生ずる場合が想定される。

このため、村及び防災関係機関においては、積雪・寒冷対策を推進し、地震災害の軽減に努める。

第1 積雪・寒冷対策の推進

積雪期に対応した地震対策は、除・排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的・長期的な積雪・寒冷対策の推進により確立される。

このため、村は、玉川村建設協力会と、道路除排雪事業の実施に関する事項を協議し、積雪・寒冷対策の確立に努める。

1 道路交通の確保

地震発生時には、村や県と防災関係機関の行う緊急輸送等の円滑な実施を図るため、緊急輸送路の確保を図ることが重要である。

このため、道路管理者（村）は、除・排雪体制の充実を図るとともに、防雪施設（雪崩予防柵等）、消融雪施設等の整備を推進し、安全な道路交通の確保に努める。

(1) 防災体制の充実

道路管理者（村）は、各道路（高速自動車国道、一般国道、県道及び村道）の整合性がとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携のもとに除雪計画を策定する。

また、道路管理者（村）は、除雪区間の伸長と除雪水準の向上を図るため、自然条件（地形、積雪状況等）に適合した除雪機械の充実に努める。

(2) 積雪寒冷地域に適した道路整備の促進

道路管理者（村）は、冬期交通の確保を図るため、道路整備、雪崩等による交通障害を予防するための防雪施設の整備、消融雪施設の整備等を推進する。

2 航空輸送の確保

地震による道路交通の一時的なマヒにより、孤立する集落が発生することが考えられるため、村は、孤立が予想される集落のヘリポートの確保を促進するとともに、臨時ヘリポート（場外離発着場を含む。）の除雪体制の強化を図る。

第2 雪に強いまちづくりの推進

1 家屋倒壊の防止

村は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による地震時の家屋倒壊等を防止するため、建築基準法の構造規定を遵守するよう指導等に努める。

また、自力で屋根雪の処理が困難な世帯に対して、ボランティアによる協力など地域における相互援助体制の確立に努める。

2 積雪期における避難路・避難場所の確保

村及び防災関係機関は、消融雪施設（流雪溝等）の整備を進めるとともに、避難路・避難場所の確保に努める。

3 雪崩危険箇所の対策

雪崩による危険の著しい箇所について災害を未然に防止するため、村は、県と連携して、雪崩危険区域等を地域住民に周知し、専門技術者等を活用して定期的な巡視を行うなど、警戒避難体制を強化する。

第3 寒冷対策の推進

1 避難所対策

避難施設における暖房等の需要増大が予想されるため、村はストーブ等電源を要しない暖房機具、燃料のほか、積雪寒冷期を想定した資器材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボート等）の備蓄に努める。

また、停電時における暖房設備の電源確保のため、非常用電源等バックアップ設備の整備に努める。

2 被災者及び避難者対策

村は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備・備蓄に努めるとともに、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者・避難者の生活確保のための長期対策を検討する。

第13節 緊急輸送路等の指定

[総務課]

村は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資器材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮し、緊急輸送路等を事前に指定するとともに、指定された緊急輸送路等の整備を図る。

緊急輸送路等の指定については、「一般災害対策編 第1章 第7節 緊急輸送路等の指定」の定めるところによる。

第14節 避難対策

[総務課、住民税務課、健康福祉課、教育委員会、社会福祉協議会、消防団]

大地震による災害は、火災、津波などの二次災害と相まって、大規模かつ広域的なものとなるため、村、県及びその他の防災関係機関等において、適切な避難計画の整備、避難対策の推進を図る。

避難対策については、「一般災害対策編 第1章 第8節 避難対策」の定めるところによる。

第15節 医療（助産）救護・防疫体制の整備

[総務課、健康福祉課、住民税務課]

地震発生時には、広域的あるいは局地的に、救助や医療救護を必要とする多数の傷病者が発生することが予想され、また、医療機関においても一時的な混乱により、その機能が停止することも十分に予測される。

村は、医療（助産）救護活動を迅速に実施し、人命の安全を確保するとともに、被害の軽減を図るために必要な医療（助産）救護・防疫体制の整備充実を図る。

医療（助産）救護・防疫体制の整備については、「一般災害対策編 第1章 第9節 医療（助産）救護・防疫体制の整備」の定めるところによる。

第16節 食料等の調達・確保及び防災倉庫等の整備

[総務課、企画産業課、議会事務局、農業委員会]

村及び防災関係機関は、住民の生活を確保するため、食料、飲料水等の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資器材等の整備を図る。

また、住民は、3日分の食料、飲料水等の備蓄に努めるとともに、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を日頃から備えておく。

食料等の調達・確保及び防災倉庫等の整備については、「一般災害対策編 第1章 第10節 食料等の調達・確保及び防災倉庫等の整備」の定めるところによる。

第17節 災害時相互応援協定の締結

[総務課]

大規模災害発生時は、被災自治体だけで災害対策を実施することは不可能であり、自治体間の協力や民間企業などと連携して災害対策を実施する必要がある。

また、CSR（企業の社会的責任）の一環として、災害対応への協力を積極的な企業も増加しているため、被災住民だけでなく帰宅困難者等への対応、役務の提供など、さまざまな場面での企業、団体からの協力を得るための災害時応援協定の締結を促進する。

災害時相互応援協定の締結については、「一般災害対策編 第1章 第11節 災害時相互応援協定の締結」の定めるところによる。

第18節 防災教育

[総務課、住民税務課、教育委員会、消防団]

地震による災害発生の防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るため、村及び防災関係機関は日頃から地震防災対策を進めるとともに、地震発生時には同時多発的な被害の発生が予想されることから、住民一人ひとりが自らの生命と財産を守るため、日頃から個人や家庭において防災対策を講じるとともに、地域やコミュニティの中で住民同士が連携した実践的な防災活動を定期的に行い、自助・共助の取り組みを充実させることが重要である。

このため、村及び防災関係機関は、住民に対し地震防災上必要な防災知識の普及啓発及び防災組織の育成指導に努めるとともに、気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報にも努める。

また、消防学校において自主防災組織の指導者等を対象とした教育の充実を図る。

防災教育については、「一般災害対策編 第1章 第12節 防災教育」の定めるところによる。

第19節 防災訓練

[総務課、住民税務課]

災害発生時に迅速かつ的確な行動を行うためには、災害時にどのような行動をとるべきか、災害時の状況を想定した、日頃からの訓練が重要である。

このため、村は、災害対策基本法第48条の規定に基づき、総合防災訓練をはじめとする各種の防災訓練を実施し、地域防災計画の習熟、防災関係機関相互の連絡協調体制の確立及び防災体制の充実を図り、併せて住民の防災意識の高揚を図る。

なお、各種の防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めるとともに、高齢者、障がい者等の災害時要援護者の参加についても配慮する。

防災訓練については、「一般災害対策編 第1章 第13節 防災訓練」の定めるところによる。

第20節 自主防災組織の整備

[住民税務課]

地震災害の発生防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るためには、村及び防災関係機関が防災対策を講ずるとともに、地域住民が“自らの命と地域は自分達で守る”という意識のもとに、自主防災組織を結成し、地域における相互扶助による防災活動の中心として自主防災組織において、日頃から防災活動を積極的に行うことが重要である。

特に地震災害においては、倒壊家屋からの早期救出・出火時の初期消火が最も重要であり、人命確保の主役としての自主防災組織の役割は極めて大きい。

さらに、企業に対しても災害時に果たす役割を十分認識させ防災活動の推進に努めさせることが重要となる。

自主防災組織の整備については、「一般災害対策編 第1章 第14節 自主防災組織の整備」の定めるところによるものとするが、地震に対する日常の自主防災活動については、次のように定める。

第1 防災知識の普及等

万一の地震発生に迅速かつ的確に対応するため、日頃から集会、各種行事等を活用して日常からの備えとしての非常持出品の準備や災害に対する正しい知識の普及に努めるとともに、危険箇所の把握や避難場所、避難所、避難路などを確認し、地域の防災マップを作成するなど地域の防災環境の共有化に努める。

なお、民生・児童委員等との連携を図りながら、地域内における高齢者、障がい者、外国人等のいわゆる災害時要援護者の確認にも努める。

第2 防災訓練等の実施

地震による災害発生時において迅速かつ適切に対処するためには、日頃から各種訓練等を行い、隊員各自が防災活動に必要な知識及び技術を習熟し、また、活動時の指揮連絡系統を明確にしておく必要がある。

そのため、自主防災組織が主体となり、村及び消防本部等の協力のもとに、次のような訓練を実施する。

1 地震災害情報の収集伝達訓練

地震災害時における市町村や防災関係機関からの情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、また、地域の被害状況をこれらの関係機関に正確に通報する訓練を実施する。

2 消火訓練

初期消火、火災の拡大・延焼を防ぐため、実際に消火器等の消防用資器材を使用した消火訓練を行い、消火に必要な機器操作技術及び知識を習得する。

3 救出、応急手当の実施訓練

大規模な地震発生時においては、多くの家屋が倒壊することが想定され、倒壊家屋の

下敷きとなった人の早期救出が重要であることから、救出用資器材の使用方や自動体外式除細動器（AED）の操作方法等について習熟に努める。

また、負傷者に対しては、消防機関が到着するまでの間、地域において住民が一致協力して負傷者の救出・手当てを行うことが重要であり、そのため消防機関・保健所・日赤等の指導のもとに応急処置方法の習得に努める。

4 給食給水訓練

学校、各家庭の限られた資器材を利用して食料を確保したり、配給方法などについて習熟を図る。

5 避難訓練

各家庭の非常持出品を準備するとともに、避難誘導班を中心として秩序ある避難ができるようにする。

また、避難に際しては、災害時要援護者の安全確保並びに避難の誘導、支援方法についての確認訓練も併せて行う。

6 避難所運営訓練

避難所における自主運営組織の立ち上げと管理、村との連絡体制、物資の配給方法などの訓練を行う。

第3 防災用資器材等の整備・点検等

自主防災組織は災害時に迅速かつ適切な活動を行うために、活動に必要な防災資器材の整備に努めるとともに、資器材の定期的な点検を実施し、非常時においても確実に対応できるよう備える。

第21節 災害時要援護者予防対策

[健康福祉課]

地震災害において、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者（児）及び外国人等いわゆる「災害時要援護者」が災害の発生時において、犠牲になる場合が多くなっている。

こうした状況を踏まえ、今後は、災害時要援護者の防災対策を積極的に推進していくことが、従来以上に重要な課題となっている。

災害時要援護者予防対策については、「一般災害対策編 第1章 第15節 災害時要援護者予防対策」の定めるところによる。

第22節 危険物施設等災害予防対策

[総務課、須賀川地方広域消防本部]

地震による危険物等貯蔵施設に係る危険物災害並びに毒・劇物による災害を未然に防止するため、自主保安体制の強化と危険物施設の構造・設備を充実強化させることにより、危険物施設の安全性を高めるなどの防災対策の確立を図る。

第1 危険物施設災害予防対策

1 防災体制の確立

危険物取扱事業者は、危険物取扱施設の不備を除去し、地震災害による危険物の漏洩、延焼等の二次災害の発生防止に努め、また、二次災害が発生した場合に対処するため、初動措置として実施すべき事項を明確にしておく。

2 事業計画

(1) 施設強化計画

危険物取扱事業者は、地震発生時における事故防止のため、日常点検、定期点検等により、危険物取扱施設が消防法等に規定する技術上の基準に適合し維持されるよう管理を徹底し、また、危険物の漏洩、落下、延焼等の防止が図られるよう施設の改善に努める。

(2) 予防教育計画

危険物取扱事業者は、事業所従事者に対し、災害時の危害防止対策や防災体制等についての災害予防教育を実施し、災害発生時の被害の減少を図る。

(3) 防災資器材等の整備等

災害防止作業に必要な防災資器材等を常に使用可能な状態とするための整備、点検を行う。

(4) 防災訓練の実施

地震発生後に迅速かつ的確に防災活動を行えるよう、できる限り実践に即した訓練を実施する。

(5) 自主保安体制の確立

村は、関係事業所の自主保安体制を向上させ、地震時の事故発生を抑止するため、次の措置を講ずる。

ア 危険物取扱者制度の効果的運用

(ア) 危険物保安監督者の選任、解任の届出を徹底させる。

(イ) 危険物取扱者保安講習の受講について関係機関の協力を得て、個別通知により受講率の向上を図る。

イ 施設の維持管理及び危険物取扱い等の安全確保

(ア) 危険物施設保安員の選任を指導する。

(イ) 危険物の取扱い等について技術上の基準を遵守するよう指導する。

(ウ) 危険物取扱い等の安全確保のため予防規定の作成及び必要に応じて見直しを指導する。

3 安全対策の強化

村は、地震発生時における危険物による二次災害の発生及び拡大を防止するため、保安体制の確立、適正な施設の維持管理及び貯蔵取扱基準の遵守を図り、危険物取扱施設、公道上での移動タンク貯蔵所等の消防本部等による予防査察指導の強化、効率化を図る。

第2 火薬類施設災害予防対策

1 防災体制の確立

製造業者、販売業者及び消費者（以下「関係事業者」という。）は、災害の発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、災害対策に関する規程を整備し、初動措置として実施すべき事項を明確にしておく。

2 事業計画

(1) 製造所、火薬庫、火薬類取扱所、火工所及び庫外貯蔵所の強化計画

ア 製造所、火薬庫、火薬類取扱所、火工所及び庫外貯蔵所の構造物（以下「施設等」という。）については、地震火災等による災害防止及び盗難防止を図るため、火薬類取締法に基づく管理を徹底する。

また、火薬庫については、火薬庫定期自主検査指針に基づき、定期的に自主検査を行う。

イ 貯水槽等の消防用設備は、常に良好な状態に維持する。

(2) 予防教育計画

ア 火薬類取扱保安責任者及び従事者に対し、手帳制度に基づく再教育講習、保安教育講習を受講させ、災害防止及び盗難防止の徹底を図る。

イ 関係事業者は、保安計画に基づく保安教育を実施し、保安の確保を促進する。

(3) 防災資器材等の整備等

災害防止作業に必要な防災資器材等を常に使用可能な状態とするための整備、点検を行う。

(4) 防災訓練の実施

地震発生後に迅速かつ的確に防災活動を行えるよう、できる限り実践に即した訓練を実施する。

第3 高圧ガス施設災害予防対策

1 防災体制の確立

高圧ガス製造事業者は、災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合に対処するため、初動措置段階における組織として、災害対策に関する規程及び危害予防規程に基づく体制を整備し、初動措置として実施すべき事項を明確にしておく。

2 事業計画

地震防災応急対策に係る措置を円滑に実施することによって、二次災害の防止や製造設備等の早期復旧を図るための地震防災計画を策定し、これを段階的に推進していく。

(1) 高圧ガス施設の耐震性の強化計画

ア タンク・塔槽類の維持・管理

タンク・塔槽類については、耐震性能の維持・管理の徹底を図る。

イ 配管系の耐震性の強化

配管系については、高圧ガス保安法の高圧ガス設備等耐震設計基準によるほか、自社の設置状況に応じた耐震性の強化等を図る。

ウ 高圧ガス設備関連の液化化対策

自社区域内の液化化調査等を実施し、液化化の可能性の高い場所に設置されている高圧ガス設備については、液化化発生に対する防止措置等を講ずる。

エ 計装制御系、保安電力系の耐震化対策

計装制御系、保安電力系については、地震が発生した場合においても、確実に作動するよう耐震化対策を講ずる。

(2) 予防教育計画

保安統括者及び製造保安係員等に対し、保安教育講習を実施し、災害防止の徹底を図る。

(3) 防災資器材の整備等

復旧作業に必要な防災資器材等を整備しておく。ただし、自社による整備が困難な場合は、関係団体等からの調達ルートを確立しておく。

(4) 防災訓練の実施

地震発生時に迅速かつ的確に防災活動を実施するため、行政機関の防災計画との関連も考慮して、災害対策本部の活動、現地対応等について、できる限り実践に則した訓練を実施する。

第4 毒物・劇物施設災害予防対策

1 防災体制の確立

毒物劇物取扱事業所は、地震による災害の発生に伴う毒物・劇物の製造、販売、貯蔵等の取扱施設からの飛散、漏れ、しみ出しもしくは流れ出し、又は地下にしみ込むことによる二次災害に備え、毒物劇物危害防止規定に基づく組織体制及び緊急連絡等情報網並びに初動措置として実施すべき事項について整備する。

2 事業計画

(1) 毒物劇物取扱事業所の強化計画

ア 毒物劇物取扱事業者は、製造、販売、貯蔵等の取扱施設が毒物及び劇物取締法（以下この項目において「法」という。）に規定する技術上の基準に適合し、維持されているかについての定期自主検査を徹底する。

また、運送においては、交通事故等に十分注意し、法に規定する運搬の基準を遵守する。

イ 消防用設備は、常に良好な状態に維持する。

ウ 毒物劇物配管系については、耐震性の強化等を図る。

エ 毒物劇物設備関連施設の液化化対策を図る（防液堤等の関連設備の液化化対策）。

オ 地震時の災害拡大防止のための安全管理を図る（計装制御系、保安電力系の耐震化対策）。

カ タンク・塔槽類の耐震性能の維持、管理の徹底を図る（基礎部の補修、不同沈下の測定の実施）。

(2) 予防教育計画

毒物劇物取扱事業者の毒物劇物取扱責任者等は、事業所従事者に対し、災害時危害防止対策や防災体制等についての災害予防教育を実施し、災害防止の徹底を図る。

(3) 防災資器材等の整備

毒物劇物取扱事業者は、取り扱う毒物・劇物に対する保護具、中和剤等防災資器材の整備及び点検を行い、常に良好な状態に維持する。

(4) 防災訓練の実施

毒物劇物取扱事業者は、災害発生時に迅速かつ的確に防災活動を行えるよう、できる限り実践に即した防災訓練を行う。

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害対策本部体制

[全課]

防災関係機関は、県内の地域に地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速、強力かつ効率的に推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところにより、その活動体制に万全を期する。

この場合において、それぞれの防災関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて、災害応急対策活動に協力する。

第1 災害応急対策の時系列行動計画

1 時系列行動計画作成の意義

時間経過に応じた標準的な災害応急対策を設定し、村、県、他市町村、防災関係機関、並びに住民に周知することは、外部からの災害対応業務の「見える化」を推進し、災害復旧への道筋を示すものであるとともに、各部局における業務継続計画（BCP）にも関連するものである。当然のことながら、災害応急対応の着手時期や内容は災害の規模に応じて異なるものであり、実際の災害対応においては、この計画にとらわれずに臨機応変に対応するべきものである。

2 初動対応において重要な対策

住民の生命を守るために必要な初動対応については、以下のとおりである。

(1) 災害発生後1時間以内

- ア 住民への速やかな避難指示、誘導
- イ 災害対策本部の設置、本部員会議の開催、住民に向けての情報提供
- ウ 通信連絡網の確立
- エ 被害情報の収集・発信

(2) 災害発生後3時間以内

- ア 自衛隊、消防庁（緊急消防援助隊）、災害時応援協定による他市町村、県等への応援要請
- イ 避難所の開設、応急給水開始
- ウ 避難用輸送手段、緊急輸送路等の確保
- エ 各種公共施設の安全対策

(3) 災害発生後6時間以内

- ア DMAT、広域援助体制による救助活動
- イ 応急復旧作業
- ウ 被害情報とともに安心情報の発信
- エ 広域避難の調整

3 時系列行動計画

(1) 災害発生後1時間以内～6時間以内

No.	災害応急対策	担当班	災害発生後1時間以内	3時間以内	6時間以内
1	災害対策本部体制	情報連絡 広報班	●災害対策本部の設置 ●関係機関への通知 ●第1回本部員会議開催	●第2回本部員会議開催 (以降、適時開催)	
2	情報連絡	情報連絡 広報班 (各班)	●情報収集 ●県からの情報連絡員の 受け入れ	●定期的な情報収集	
3	通信の確保	情報連絡 広報班	●防災行政無線等の確認	●使用可能な通縁信手段 の通知 ●緊急通話の確保	●アマチュア無線協力要 請 ●伝言ダイヤル等活用周 知
4	ホームページ メール等	情報連絡 広報班	●緊急配信メール ●避難指示、情報発信	●災害対応状況のホーム ページ掲載 ●災害情報の掲載	●ミラーサーバ等の設置
5	災害情報収集 伝達	情報連絡 広報班(各 班)	●県への被害第一報報告	●先遣隊派遣による情報 収集 ●県等からの情報収集 ●定期的な被害報告	
6	広報計画	情報連絡 広報班	<知事緊急メッセージ発信> ●住民への情報提供	●被害即報マスコミ提供	●安心情報の適時提供
7	職員の動員	情報連絡 広報班(各 班)	●職員全員登庁 ●指定職員が本部へ参集 ●職員登庁先、安否確認		
8	相互応援協力	情報連絡 広報班		●協定に基づく応援要請	●県への応援要請 ●広域応援の受け入れ準 備
9	自衛隊災害派 遣	情報連絡 広報班	●県への派遣要請	●県による自衛隊派遣要 請 ●受け入れ体制、作業計 画作成	<自衛隊による救援活動 開始> ●自衛隊活動拠点への連 絡員の派遣
10	消火活動	消防班	●地域による初期消火活 動	●県内広域応援による消 火活動 ●緊急消防援助隊、広域 応援ヘリの要請と受け 入れ体制の整備	●緊急消防援助隊による 消火活動
11	救助・救急	救護班	●地域による救急活動	●県内広域応援による救 急活動	
12	避難・避難所	避難対策 班	●避難指示・勧告 ●住民への周知 ●避難場所の確保	●避難所の開設、周知	●県等への避難所設置要 請 ●広域避難の調整要請
13	医療救護	救援班	●医療機関情報の収集 ●石川郡医師会等の本部 参画 ●県への応援要請準備	●薬品等の調達要請 ●救護所の設置 ●県への応援要請	<DMAT 活動開始>
14	道路の確保	建設班	●被害状況の収集	●道路開通状況の広報 ●緊急輸送路の啓開作業	●協定事業者と連携し道 路確保

No.	災害応急対策	担当班	災害発生後1時間以内	3時間以内	6時間以内
15	緊急輸送(空輸)	企画班	●被害状況の収集	●ヘリ臨時離着陸場の使用可能状況調査 ●物資受け入れ機能の回復	●緊急輸送物資受け入れ
16	緊急輸送対策(トラック・バス等)	企画班 物資調達班		●運用可能車両把握と確保	●避難者等輸送
17	警備活動及び交通規制	消防班(警察本部)	●避難誘導 ●救助活動	●緊急輸送路の確保 ●交通規制実施、周知	<緊急通行車両証明書発行>
18	防疫及び保健衛生	衛生班		<県防疫本部の設置>	●防疫活動実施
19	ペット救護	避難対策班			●獣医師会等への支援要請
20	救援対策(食料、生活必需品)	物資調達班		●応急給水の開始 ●物資受け入れ拠点の選定	●食料必要数の情報収集 ●協定先との協議
21	救援対策(トイレ、入浴等)	避難対策班			●県又はレンタル業者に仮設トイレ等の調達要請
22	義援物資、義援金受付	避難対策班		●個人等の物資受け入れ辞退周知	
23	建築物応急危険度判定	建設班			●被災地区、建築物の把握 ●応援要請
24	死者の捜索、遺体の取扱い	避難対策班			<捜索活動開始>
25	上水道応急対策	水道班	●被害状況調査	●状況の広報 ●重要施設から復旧作業	●県への復旧支援要請 ●日本水道協会への要請
26	下水処理施設応急対策	水道班	●被害状況調査		
27	道路施設応急対策	建設班 消防班	●被害状況調査	●緊急輸送路等の復旧作業 ●交通規制 ●交通整理員の派遣	●緊急通行路情報広報
28	河川管理施設応急対策	建設班	●水防警戒、水門操作 ●被害状況調査	●危険箇所の安全対策	●応急復旧作業
29	砂防施設	建設班	●災害後点検	●危険箇所の安全対策(危険に応じ避難指示等)	●応急復旧作業
30	ため池施設	農政班	●緊急点検	●危険箇所の安全対策(危険に応じ避難指示等)	●応急復旧作業
31	公共建築物	建設班	●利用者の安全な誘導 ●被害状況調査	●危険箇所の安全対策 ●避難所受け入れ準備	●応急復旧作業
32	児童生徒保護、応急教育対策	教育調査班	●児童生徒の安全な避難 ●被害状況調査	●(安全な場合)家族へ引渡し ●避難所受け入れ準備	

No.	災害応急対策	担当班	災害発生後1時間以内	3時間以内	6時間以内
33	文化財応急対策	教育調査班		●被害情報収集	
34	要援護者等対策	救護班	●地域による要援護者への声かけ、避難誘導	●福祉避難所の開設	●避難状況の把握 ●社会福祉施設等へ受け入れ要請
35	ボランティア連携	救護班		●社会福祉協議会と協議	<ボランティア相談窓口設置>
36	災害救助法の適用	情報連絡広報班	●4号適用の検討	●県からの適用報告受領	

(2) 災害発生後12時間以内～1週間以内（新たに実施すべきもののみ記述）

No.	災害応急対策	担当班	12時間以内	24時間以内	3日以内	1週間以内
1	災害対策本部体制	情報連絡広報班				●業務量に応じ本部体制の見直し
2	相互応援協力	情報連絡広報班		●県からの派遣職員の受け入れ	●広域応援職員の受け入れ	
3	避難・避難所	避難対策班	●避難所自主運営組織の確立 ●旅館ホテル等の二次避難所開設要請	<県による警備業協会へ警備派遣要請>	●小規模避難所の集約 ●旅館ホテル等への二次避難開始	
4	医療救護	救援班	●血液の確保			
5	緊急輸送対策	企画班 物資調達班	●支援物資輸送			
6	警備活動及び交通規制	消防班(警察本部)	(必要に応じて随時)			
7	防疫及び保健衛生	衛生班	●給水、炊出等食品衛生指導 ●井戸水等水質検査		●被災地の消毒、ネズミ等駆除	●避難所の衛生指導、食事栄養指導
8	メンタルヘルズケア	衛生班			●カウンセラー、相談員等による巡回	
9	ペット救護	避難対策班			●ペット同伴可避難所広報 <放置ペットの救援活動>	●被災ペットシェルターの設置
10	廃棄物処理	衛生班	●ごみ収集体制・し尿処理体制の構築、仮置き場の検討 ●広域収集処理応援要請		●がれき処理の検討	
11	救援対策(食料、生活必需品)	物資調達班	●備蓄品による供給 ●生活必需品の必要数収集 ●毛布等の避難所への提供	●協定先から食料・物資供給 ●一般的生活必需品の提供	●ニーズに応じた物資の提供	

No.	災害応急対策	担当班	12時間以内	24時間以内	3日以内	1週間以内
12	救援対策 (トイレ、入浴等)	避難対策班	●避難所等へ仮説トイレ設置	<県から自衛隊への入浴施設派遣要請>	●旅館、公共施設等入浴施設への協力要請	
13	義援物資、義援金受付	避難対策班	●義援物資要請取りまとめ公表	●義援金受付口座公表		
14	建築物応急危険度判定	建設班		●応急危険度判定の実施		
15	災害相談窓口	情報連絡広報班 避難対策班		●相談員配置検討	<県による電話専用窓口の設置>	●避難所への相談員巡回開始
16	仮設住宅建設、借り上げ住宅	建設班 資材班		●仮設住宅の必要戸数把握	●仮設住宅、借り上げ住宅計画の方向性作成	
17	住宅応急修理	建設班 資材班				●住宅応急修理計画の検討
18	死者の捜索、遺体の取扱い	避難対策班	●県等への支援要請 ●火葬場の稼働状況確認 ●ドライアイス・棺等の確保	●遺体収容所の設置 ●応援を含む検死・検案体制の確立	●火葬の開始	
19	下水処理施設応急対策	水道班		●復旧計画策定	●復旧作業	
20	児童生徒保護、応急教育対策	教育調査班		●授業再開方針の検討	●学用品要望調査 ●応急教育場所の準備	●学用品の給与 ●授業の再開
21	文化財応急対策	教育調査班	●応急修理、現状保存		●保管場所被害の際の移転作業等	
22	要援護者等対策	救護班	●外国人向け相談窓口、インターネット情報掲載		●ヘルパー、ボランティア等の応援受け入れ	
23	ボランティア連携	救護班	<ボランティアセンター設置>	<ボランティア活動調整>		
24	災害救助法の適用	情報連絡広報班	●県への被害状況の報告	●県からの適用報告受領		

第2 災害対策本部の設置

1 設置基準

本部長（災害対策本部設置前においては、村長又は村長不在時の決定者とする。以下、同様に読み替える。）は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、次の基準により災害応急対策を円滑に実施するため、災害対策基本法第23条の規定に基づく玉川村災害対策本部を設置する。

また、災害対策本部の配備体制を決定したときは、直ちに各部長へ連絡するとともに配備体制をとる。

- (1) 玉川村又はその周辺において震度6弱以上を観測したとき。
- (2) 玉川村又はその周辺において震度5弱、5強を観測し、村内に大規模な災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがあるときで村長が必要と認めたとき。
- (3) 気象庁の発表にかかわらず、村内に地震による大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときで村長が必要と認めたとき。

なお、設置基準(1)(玉川村又はその周辺において震度6弱以上を観測したとき)に該当する場合は、本部を自動的に設置する。

2 解散基準

本部長は、災害発生後における災害応急対策がおおむね完了したとき、又は災害発生の危険がなくなったときは、災害対策本部を解散する。

3 災害対策本部の設置・廃止時の通報先

本部長は、災害対策本部を設置、又は廃止したときは、次に掲げる者のうち必要と認める者に口頭、電話、放送又は広報車で伝達・通報する。

- (1) 知事
- (2) 住民・隣接市町村・防災関係協力団体
- (3) 石川警察署・須賀川地方広域消防本部
- (4) 指定地方行政機関・指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者
- (5) 玉川村防災会議委員・災害対策本部員・災害相互応援協定を締結している自治体等
- (6) 陸上自衛隊（陸上自衛隊郡山駐屯地）

4 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、原則として村役場総務課に設置する。

なお、村役場及び周辺地域の被災状況によりその機能が維持できない場合は、次に掲げる順位により設置場所を選定するが、本部長（村長）の判断により変更することができる。

第1位 村長室	第2位 北庁舎会議室	第3位 議会議場
---------	------------	----------

5 村長不在時の決定者

大規模災害時に村長が不在等で、村長による災害対策本部の設置決定が困難な場合は、副村長が決定し、それも困難な場合には教育長を第2順位、総務課長を第3順位とする。

また、自衛隊への災害派遣要請など緊急を要する判断について、村長不在時等の非常時にも、前述と同様の対応とする。

6 玉川村災害対策本部組織及び編成

村本部の組織編成及び事務分掌は、「資料編 玉川村災害対策本部組織」のとおりとするが、その概要は次のとおりである。

【災害対策本部】			
本部員会議	本部長	村長	
	副本部長	副村長 教育長	
	本部員	総務課長 企画産業課長 住民税務課長 健康福祉課長 地域整備課長 教育課長 議会事務局長 会計管理者 公民館長 消防団長	総務部 ・ 情報連絡広報班 住民部 ・ 資産調査班 ・ 避難対策班 福祉部 ・ 衛生班 ・ 救護班 ・ 給食班 企画産業部 ・ 物資調達班 ・ 企画班 ・ 農政班 建設部 ・ 建設班 ・ 資材班 ・ 水道班 教育部 ・ 教育調査班 会計部 ・ 出納班 警備消防部 ・ 消防班

（1）本部員会議

本部長は、村の災害対策を推進するため、本部長、副本部長及び本部員で構成する本部員会議を開催し、次の事項の基本方針を決定する。

- ア 災害応急対策の実施及び調整に関すること
- イ その他重要事項に関すること

（2）本部の各部・各班

- ア 部に部長及び必要に応じて副部長を置く。
- イ 班に班長を置き、班員は班長の所属の職員をもってあてる。

（2）現地災害対策本部

ア 設置

本部長は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めたときは、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、災害対策本部と連携し、災害の状況に応じた応急対策を迅速・機動的に実施する。

イ 組織編成

現地災害対策本部は、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもってあてる。

ウ 所掌事務

現地災害対策本部の事務分掌等は、その都度、本部長が定める。

第2 国・県の現地対策本部との連絡調整

国あるいは県の災害対策本部による現地対策本部が設置された場合は、当該現地対策本部と連絡調整を図りつつ、国・県が実施する対策に対して協力等を行う。

第3 災害救助法が適用された場合の体制

村に災害救助法が適用された場合は、知事の指揮を受けて、災害救助法に基づく救助事務を実施し、又は県が行う救助事務の補助をする。この場合における村の救助体制についても、県の指導のもと、あらかじめ定めておくものとするが、原則として「資料編 玉川村災害対策本部組織」と同様の体制とする。

第4 指定地方行政機関等の活動体制

1 組織等の整備

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者は、それぞれの責務を遂行するため、災害に対処するために必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員に配備及び動員の基準を定める。

2 職員の派遣

指定地方行政機関等の長は、本部長から災害応急対策を円滑に実施するため、職員の派遣要請があった場合において、必要があると認めるときは、その所属職員を派遣する。

第2節 職員の動員配備

[全課]

地震発生時において、初動体制をいち早く確立することが、その後の円滑な災害応急対策活動を実施するために極めて重要である。
このため、職員の配備基準を明確にするともに、職員の動員伝達方法、自主参集の基準等を明確にしておく。

第1 配備基準

1 災害対策本部設置前の配備

警戒配備に関わる指揮監督は総務課長が行う。

配備区分	配備体制	配備時期
警戒配備	<p>各課長及び関係各課の所要人員で災害に関する情報収集及び連絡活動が円滑に行い、災害の発生とともに直ちに災害応急対策活動が開始できる体制とする。</p> <p>○初動処理事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震情報の収集・伝達 ・関係機関との連絡調整 ・火災など二次災害の状況と見通しの状況把握 ・被害状況の収集・伝達 ・その他必要事項 	<p>(1) 玉川村又はその周辺で震度4の地震が観測されたとき。</p> <p>(2) その他必要により村長及び総務課長が当該配備を指令したとき。</p>

2 災害対策本部設置後の配備

非常配備に関わる指揮監督は本部長（村長）が行う。

本部長は、災害対策本部の配備体制を決定したときは、直ちに各部等の長を集め、配備体制をとる。

配備区分	配備体制	配備時期
第一非常配備	<p>情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行える体制とする。</p> <p>所要人員は、災害対策各部の概ね 2/3 を配備する。</p> <p>事態の推移に伴い、第二非常配備体制に円滑に移行できる体制とし、災害対策に関係ある協力関係機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。</p> <p>〔災害対策本部体制〕</p>	<p>(1) 玉川村又はその周辺で震度5弱又は5強の地震が観測されたとき。</p> <p>(2) 東日本太平洋沖を想定した地震災害に関する警戒宣言が発せられたとき。</p> <p>(3) その他必要により村長が当該配備を指令したとき。</p>
第二非常配備	<p>甚大な災害が発生した場合において、組織及び機能のすべてをあげて、応急対策活動にあたる体制とする。</p> <p>〔災害対策本部体制〕</p>	<p>(1) 玉川村又はその周辺で震度6弱以上の地震が観測されたとき。</p> <p>(2) その他必要により村長が当該配備を指令したとき。</p>

第2 各配備下における活動要領

1 警戒配備

上記第1の配備基準により、配備区分が「警戒配備」に区分される配備時期となった場合、下記第3の「配備編成計画」によりあらかじめ定められた職員は、次の措置を講ずる。

- (1) 関係各課長は、必要に応じ総務課長席に参集し、相互に情報を交換して、当該情勢に対応する措置を検討する。
- (2) 総務課長は、客観情勢を判断し当該情勢に対応する処置を検討して、必要に応じ村長へ報告の上指示を仰ぐものとする。
- (3) 警戒配備につく職員は、所属する課等の所定の場所に待機する。
- (4) 各課長は、総務課からの情報又は連絡に即応して、随時待機職員に対し必要な指示を行う。
- (5) 総務課長は、災害の状況をとりとまとめ、速やかに村長に報告する。また、必要に応じ、県（県中地方振興局）、その他防災関係機関に同様の報告又は通報を行う。

2 第一非常配備（災害対策本部体制）

- (1) 第一非常配備は、災害対策本部の設置とともに活動を開始するものであり、本部の機能を円滑ならしめるため、本部を総務課内、又は災害の形態により本部長の指定する場所に開設し、本部室には、本部を示す本部標識を掲示する。
- (2) 関係部長は、情報の収集及び伝達の体制を強化する。
- (3) 総務部長は、関係部長と相互の連絡を密にし、客観情勢を判断するとともに、応急

措置について本部長に報告する。

- (4) 総務部長は、必要があると認めるときは報道機関の協力を求め、災害に関する情報の周知を図る。
- (5) 関係部長は、次の措置をとるとともに、その状況を総務部長を通じて随時本部長に報告する。
 - ア 状況を所属職員に徹底させ、所要の人員を配置する。
 - イ 関係各班及び関係のある外部の機関との連絡を密にし、協力体制を整備する。
 - ウ 装備、物資、設備、機械器具等を点検し、必要に応じて被害予想地へあらかじめ配置する。
 - エ 必要に応じ、災害応急対策活動を実施する。
- (6) 本部長は、必要に応じ本部員会議を招集する。

3 第二非常配備（災害対策本部体制）

第二非常配備が指令された後及び被害が発生した後は、各部長は、災害活動に全力を集中するとともに、その活動状況を随時総務部長を通じ、本部長に報告する。

第3 配備人員

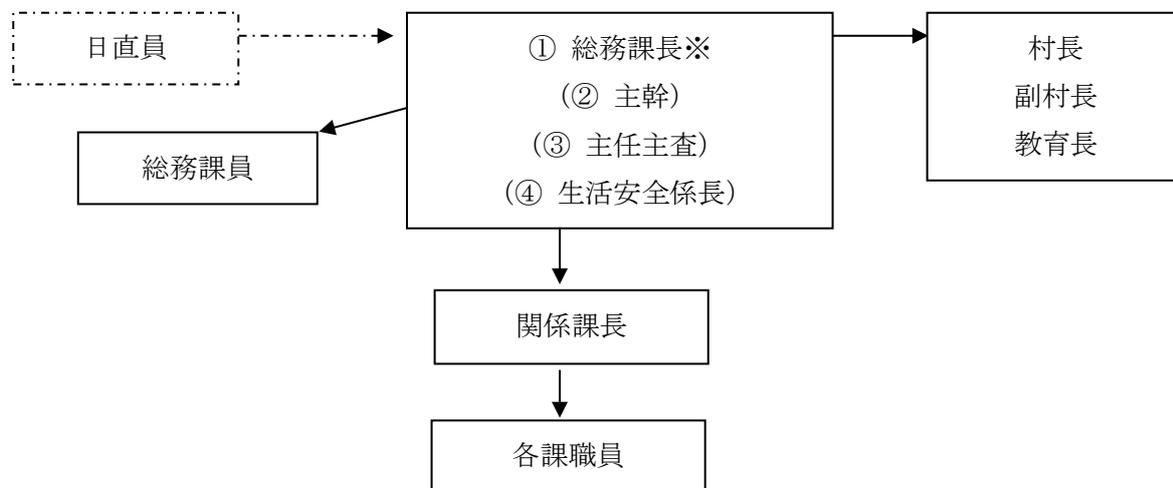
配備人員は、「資料編 配備編制計画」において、配備体制別に定める。

なお、災害の状況、特殊性を考慮して、本部長等の指示により、配備編成計画の人員によらない配備ができる。その際、職員配備ローテーション等に配慮する。

配備要員については、勤務時間外に災害が発生した場合の交通の混乱・途絶等の事態を考慮して、村役場までの距離、担当業務等を勘案して、あらかじめ所属長が指定しておく。

第4 動員伝達方法

動員の伝達は、総務課長より、一般加入電話等あらかじめ定められたルートにより行う。



※ ----- は、勤務時間外・休日みの伝達系統

※ () 担当者が不在時は次席の者へ連絡する

第5 非常参集等

職員は、勤務時間外、休日等において、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあることを覚知したときは、上記第4の動員伝達の有無にかかわらず、直ちに所属又はあらかじめ指定された場所に参集し配備につく。

村内において震度6弱以上の地震が観測、発表されたときは、交通の途絶、職員自身あるいは職員の家族の被災等により職員の参集が困難となり、災害対策本部要員が不足することが想定されるため、参集可能な全ての職員が一旦参集し、配備につくこととする。

なお、参集途上においては、必要に応じて目視などによる被害状況の収集を行うものとし、所属において、直ちにその状況を各課長を通じて総務課長に報告する。

ただし、職員は、災害の状況により所属、又はあらかじめ指定された場所に参集できないときは、次に掲げる村の機関に参集し、当該機関の長又は当該機関の長が指定する職員の指示に従い、その業務を応援する。

- (1) 自己の業務に関連する最寄りの村の機関
- (2) 村役場又は須釜支所

第6 職員配備状況の報告と安否確認の実施

災害対策本部の各班長（災害対策本部設置前においては、各係の長とする。以下、同様に読み替える。）は、所属職員の配備状況及び所属職員以外の参集状況について、各部長（災害対策本部設置前においては、各課の長とする。以下、同様に読み替える。）を通じ、総務部長に報告する。本部長は、全体の配備状況を考慮し、応援を必要とする班があると認める場合は、指令情報班を通じて各班長に応援の指示を行う。

また、各班長は、職員や家族の安否確認を併せて行い、その状況を各部長に報告する。

第7 消防団員の動員

1 動員命令

消防団員の動員命令は、本部長が消防団長に対して行い、消防団長は、各分団に対して次のとおり命令する。

- (1) 動員を要する分団名
- (2) 動員の規模
- (3) 作業内容及び作業場所
- (4) 装備等
- (5) 集合時間及び集合場所
- (6) その他必要と認める事項

2 動員の規模、能力

動員の規模、能力については、「第2章 第7節 消防計画」による。

第3節 地震情報の収集伝達

[総務課]

地震災害が発生したとき、各防災関係機関相互間の通知、要請、指示、通達等の通信を迅速かつ確実に伝達する。

また、県下に災害が発生した場合、災害状況の調査及び災害情報の収集は、その後の災害応急対策の体制整備、災害復旧計画策定の基本となるものであるため、迅速・的確に行う。

第1 地震情報等の受理伝達

1 気象庁の地震情報

(1) 地震情報等の種類とその内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」又は「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地域がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地域がある場合は、その地点名を発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要旨を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データを基に、1 km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
地震情報の種類	発表基準	内容
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。

(2) 福島地方気象台の情報の伝達基準

- ア 福島県内で震度1以上の揺れを観測したとき。
- イ その他、地域住民に周知させることが適当と思われるとき（群発地震等）。
- ウ 特に発表が必要と認めた場合。

(3) その他

福島地方気象台は、福島県内で震度4以上の揺れを観測した時などに防災等に係る活動の利用に資するよう地震の概要を地震解説資料として発表する。

(4) 地震情報等の受理伝達

- ア 関係機関は、地震情報等について、次の受理伝達系統図により迅速・的確に伝達する。
- イ 県は、福島地方気象台から受理した地震情報等について、町、防災関係機関に伝達する。
- ウ 町は、地震情報を受理したときは、直ちに住民等に伝達するとともに、避難の勧告、指示の必要な措置を行う。

(5) 緊急地震速報

ア 気象庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。

(注) 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報（ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。）である。

- イ 福島地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。
- ウ 村は、県及び福島地方気象台と協力し、訓練に緊急地震速報を取り入れるなど、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めるとともに、住民に直接緊急地震速報を伝達する体制の整備に努める。

2 地震情報で用いる震度の地域名称と震央地名

(1) 震源の地域名称（福島県の陸域）

「震度速報」や「震源・震度に関する情報」において、地域震度を発表するため、全国を188に区分した地域のことである。

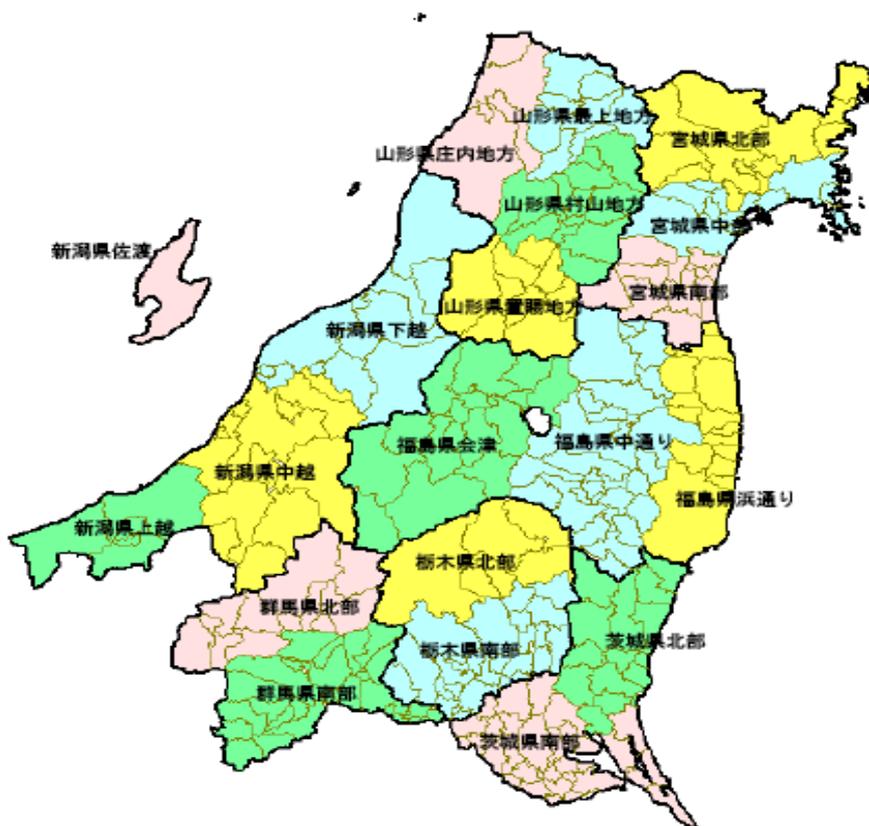
また、この地域名称は、「震央地名」にも使用される。



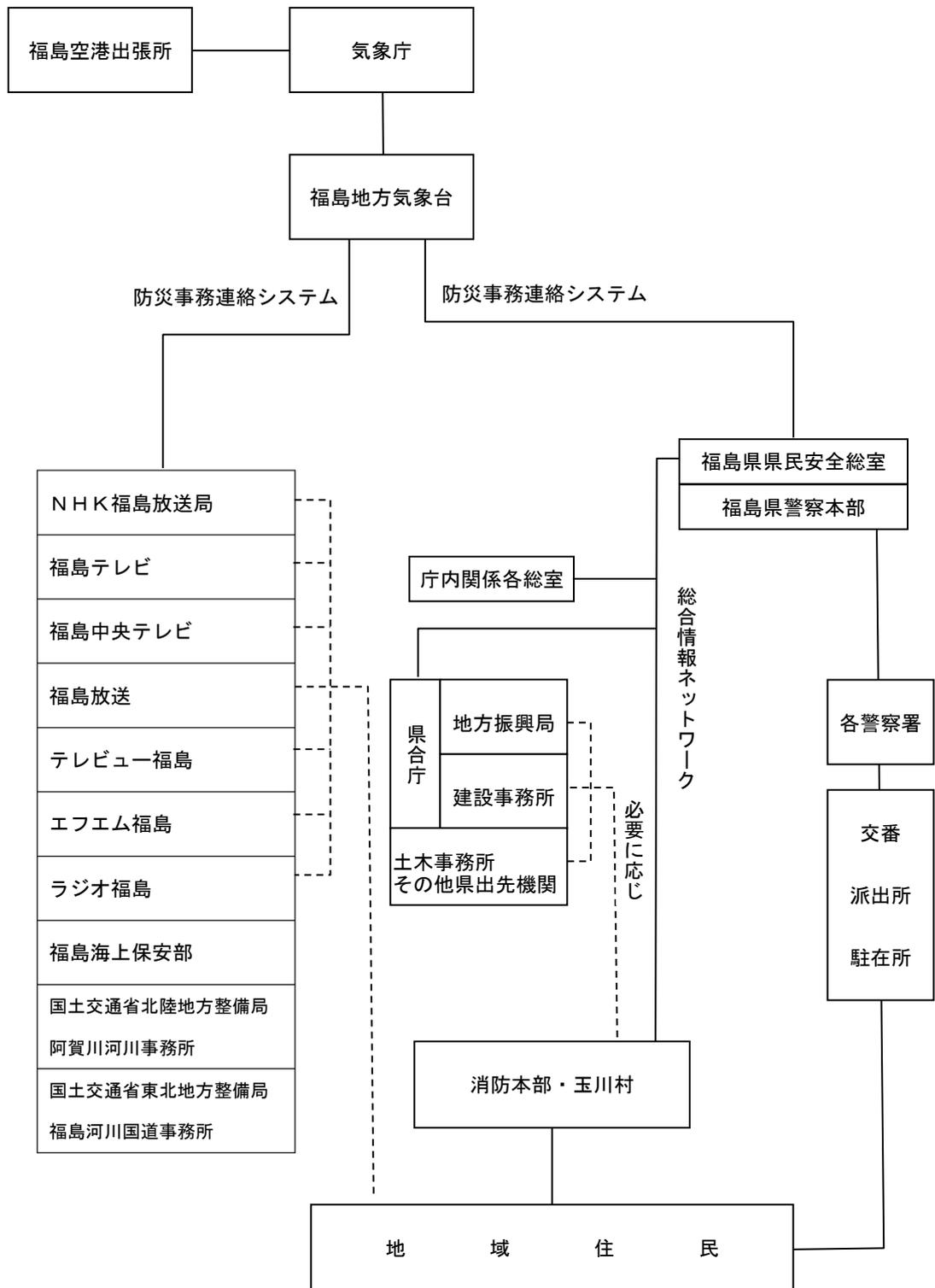
震度の地域名称（福島県の陸域）

(2) 震央地名

福島県隣県の陸域の震央地名



地震情報等伝達系統図



3 福島県震度情報ネットワークシステムの情報

県内の全市町村に設置（うち、7箇所は気象台設置の震度計利用）した震度計による

情報を県庁で把握できるようになっており、観測した情報については、総合情報ネットワークシステムの自動FAX送信装置により市町村、消防本部、地方振興局及び庁内関係総室に送信される。

第2 被害状況等の収集、報告

1 被害調査

村及び防災関係機関は、災害が発生した場合、直ちに村内の被害状況について調査を行う。この場合、必要に応じ航空機、船艇等による目視、撮影及びビデオ等の画像情報を活用し、早期かつ適切な情報の収集に努める。

なお、被害状況の収集にあたっては、次の点に留意して行う。

- (1) 被害状況の収集は、須賀川地方広域消防本部、石川警察署等の関係防災機関との連携のもとに行う。
- (2) 被害状況の調査は、村職員が巡回して行うことを原則とし、必要に応じ消防団員、区長等から情報を得る。
- (3) 被害報告の収集は、災害発生初期においては、人的被害及び住民の生活維持に直接関係する住家、医療衛生施設、電力・水道・通信等の生活関連施設の被害の状況を優先して収集する。
- (4) 上記(3)の災害の規模・状況が判明次第、公共施設、文教施設、産業施設その他の被害状況を速やかに調査・収集する。
- (5) 職員は、参集途上等において必要に応じて目視等による被害情報の収集を行うものとし、所属長へ直ちにその状況を報告する。
- (6) 必要に応じ、災害現場に近い村の施設（支所、公民館、その他）の職員と連絡を取り、報告を求める。

2 被害状況の集約

地震発生後に調査収集した被害状況等は、各部門の状況を各部毎にとりまとめ、総務部長に報告する。

総務部長は各部門の被害状況をとりまとめ本部長へ報告する。

3 被害状況等の報告

村は、県が指定する様式及び日時により、応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等とともに、上記2により集約した被害状況の調査内容を即報と確定等を区分して具体的に報告する。

(1) 災害情報・被害報告系統

村及び防災関係機関は、発生後に調査収集した被害状況等について、次の経路により、速やかに報告を行う。

村からの県への報告は、福島県総合情報通信ネットワークの「防災事務連絡システム」により行うことを基本とし、合わせて県中地方振興局にも報告する。

被災等により防災事務連絡システムが使用できない場合、村は電話、FAX、電子メール等により県災害対策地方本部へ被害情報を報告する。

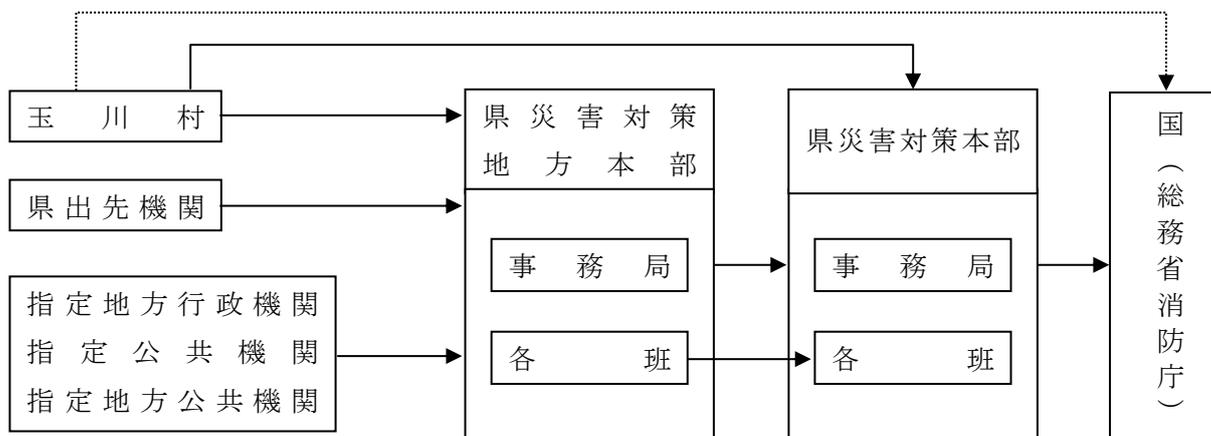
なお、いずれの場合においても、村が、県へ報告することができない場合は、直接、国（総務省消防庁）へ被害状況等の報告を行う。

また、大規模な災害等により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消

防機関への通報が殺到する場合、村はその状況を直ちに総務省消防庁及び県（県民安全総務室）へ報告する。

なお、震度5強以上を記録した地震にあつては「消防組織法第40条（昭和22年法律第226号）」及び「火災・災害等即報要領（平成24年5月31日改正）」の定めるところにより、被害の有無を問わず、第一報等について県と併せて消防庁に報告する。

災害情報及び被害報告系統図



【被害状況の報告先】				
県	NTT回線		024-521-7194 (FAX)024-521-7920	
	総合情報通信ネットワーク	衛星系	TN-80-200-2632、2633 (FAX)TN-80-200-5523、5524	
		地上系	TN-81-11-200-2632、2633 (FAX)TN-81-11-200-5523、5524	
国 (消防庁等)	回線別	区分	平日 (9:30~18:15) ※ 応急対策室	
			左記以外 ※宿直室	
	NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
		FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
	消防防災無線	電話	90-49013	90-49102
FAX		90-49033	90-49036	
地域衛星通信ネットワーク	電話	TN-048-500-90-49013	TN-048-500-90-49102	
	FAX	TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036	

(注) TNは、内線から無線への乗入れ番号

※ 県が災害対策本部を設置しない場合、県災害対策地方本部は県中地方振興局に、県災害対策本部は県民安全総室と読みかえる。

(2) 報告方法

- ア 被害規模に関する概括的情報を含め把握できた順から、村⇒県⇒国（総務省消防庁）へと、有線又は無線通信等、最も迅速確実な手段により行う。
- イ 有線が途絶した場合は、県防災行政無線、警察無線、東北地方非常通信協議会所属無線局、又はその他の無線局を利用する。
- ウ 通信が不通の場合は、通信が可能な地域まで伝令を派遣する等の手段を尽くし報告する。

(3) 報告すべき災害

災害対策基本法第53条第2項の規定に基づき、村が県に被害状況等を報告すべき災害は、次のとおりとされている。

なお、それぞれの具体的な報告系統・手順等については、必要に応じてマニュアル等を整備する。

ア 村において災害対策本部を設置した災害

イ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害

ウ 上記ア又はイに定める災害になるおそれのある災害

4 報告の種類

(1) 概況報告（被害即報）

被害が発生した場合に直ちに行う報告。

(2) 中間報告

被害状況を掌握した範囲でその都度報告するものであるが、その前に前の報告と重複しないよう必ず日時を明記する。

(3) 確定報告

被害が確定した場合に行う報告であるが、確定報告の総括とりまとめは、総務部長が行い、集計の結果を本部長に報告する。

5 報告の様式

災害対策各部から本部及び村から県への確定報告の様式は、災害対策本部の組織計画に定める「被害状況報告書」によるものとし、概況、中間報告もこれに準じて行う。

6 災害程度の判定

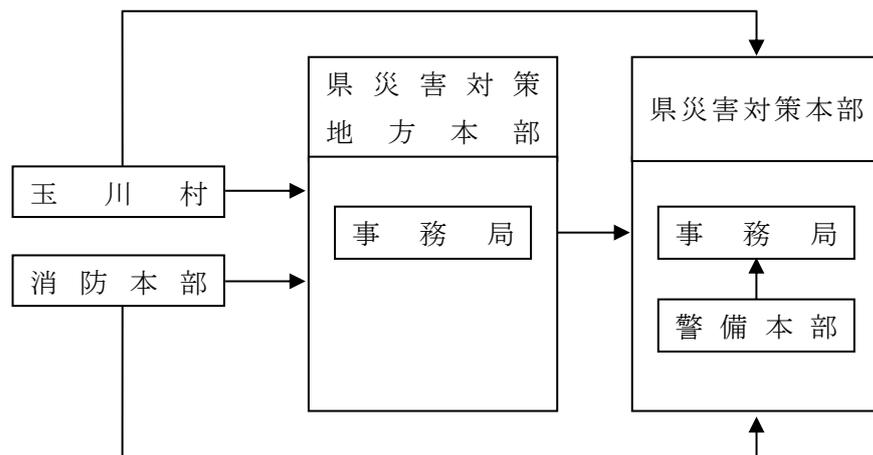
災害の程度を判定する基準は、「被害認定基準」による。

7 被害区分別報告系統

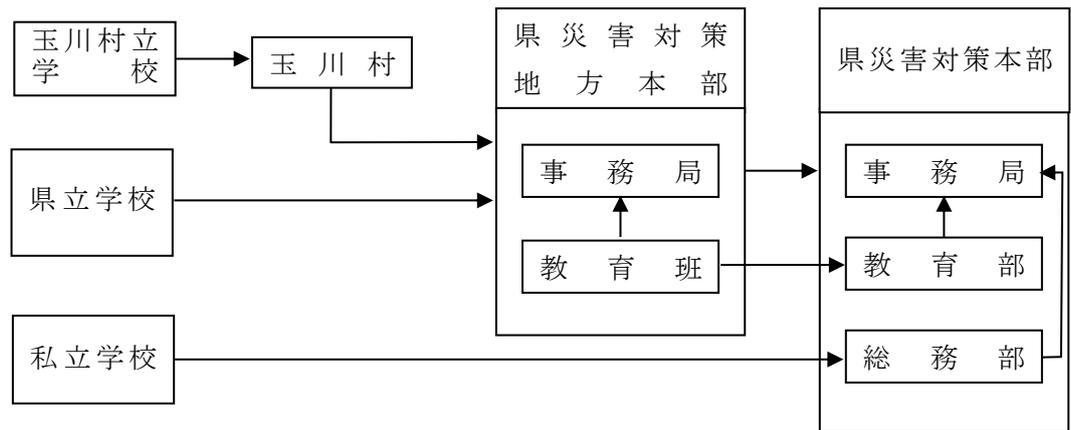
被害の区分別の報告系統は以下のとおりとする。

なお、それぞれの具体的な報告系統・手順等については、必要に応じてマニュアル等を整備する。

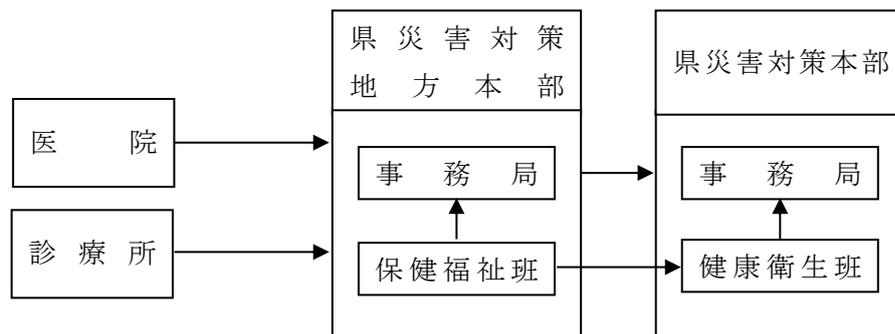
(1) 人的被害、建物被害等



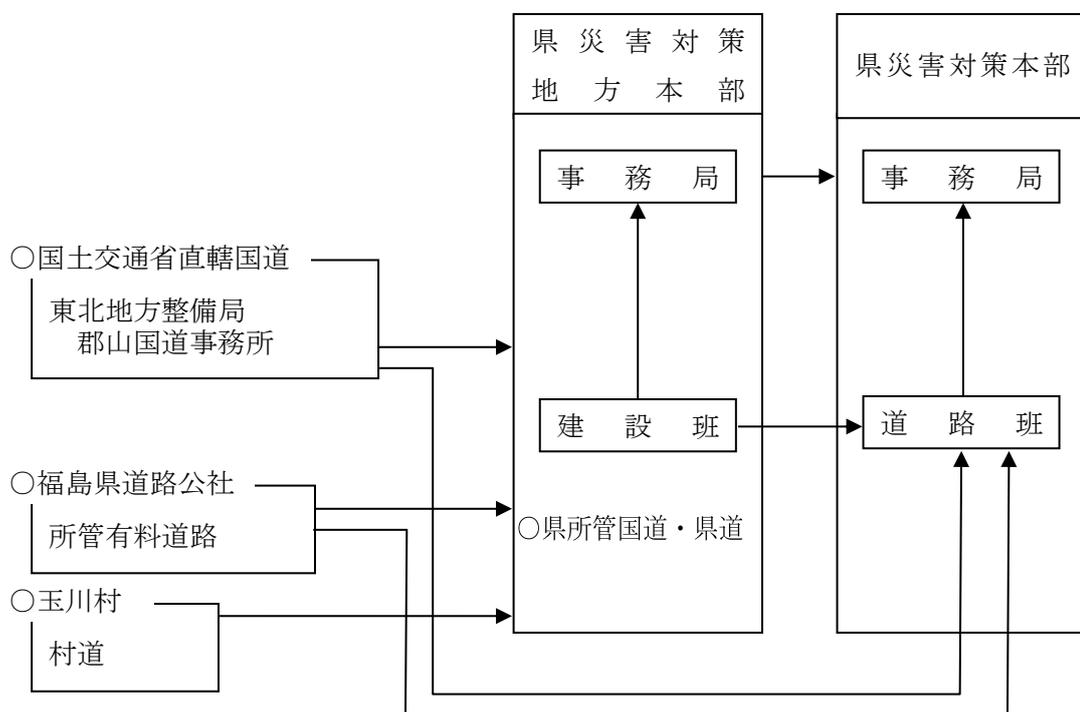
(2) 文教施設被害



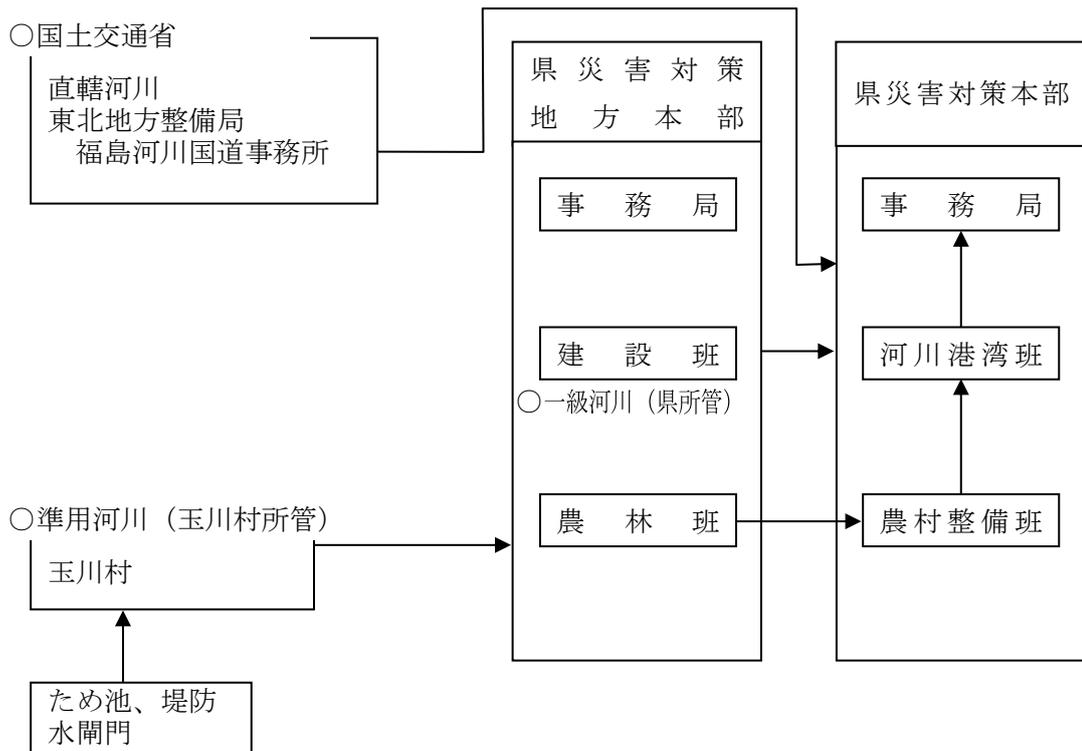
(3) 医院・診療所被害



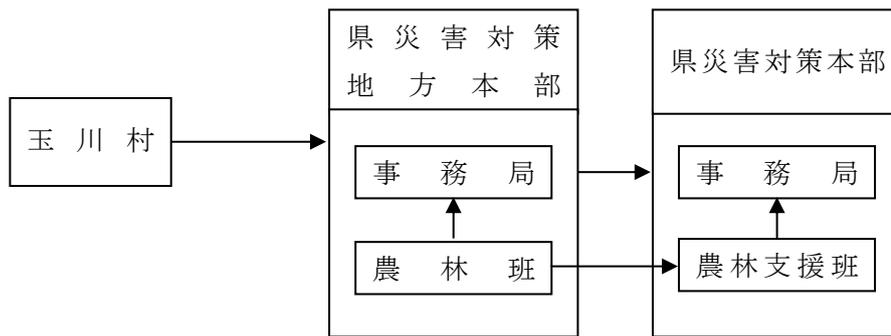
(4) 道路・橋りょう被害



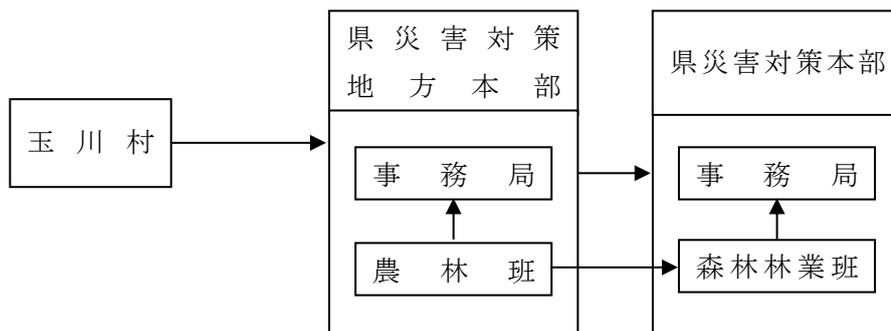
(5) 河川災害、その他水害被害



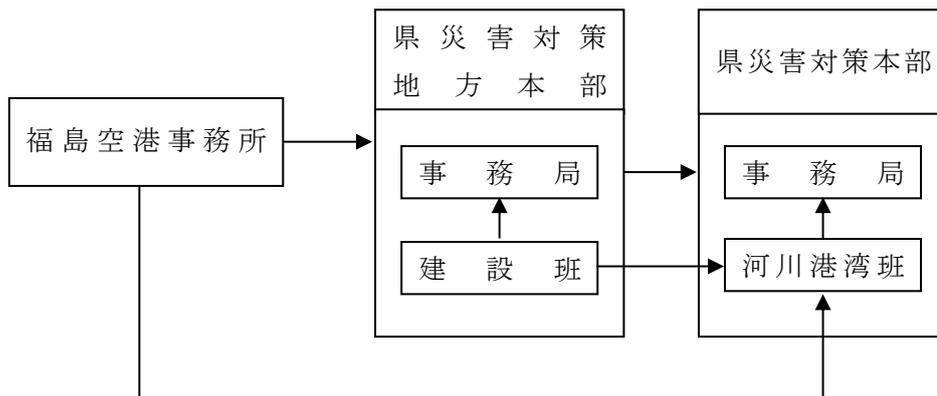
(6) 農産被害、畜産被害



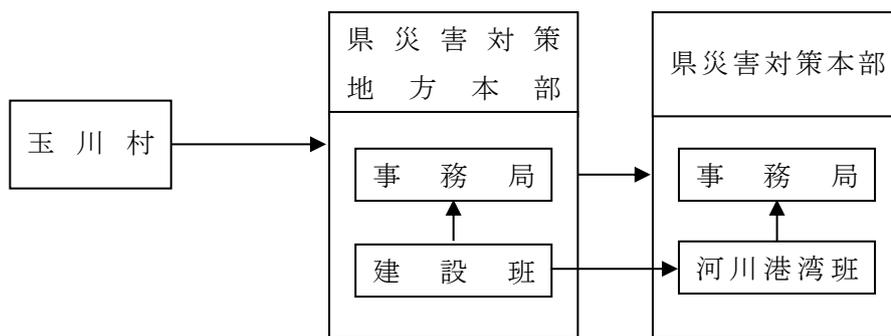
(7) 森林被害



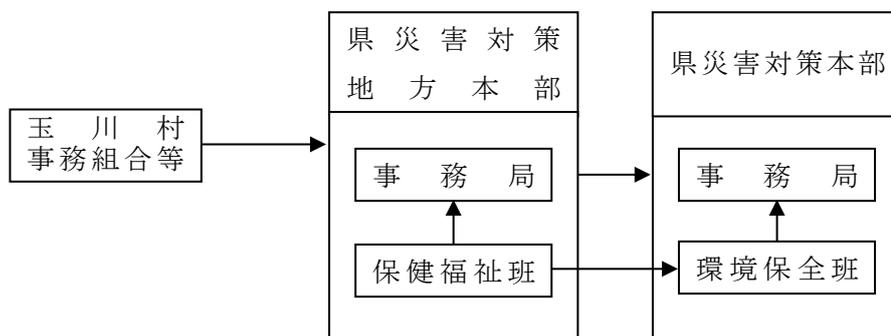
(8) 空港被害



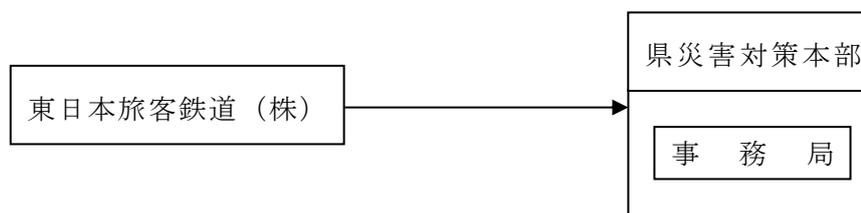
(9) 砂防関係施設の被害及び土砂災害、雪崩災害の被害



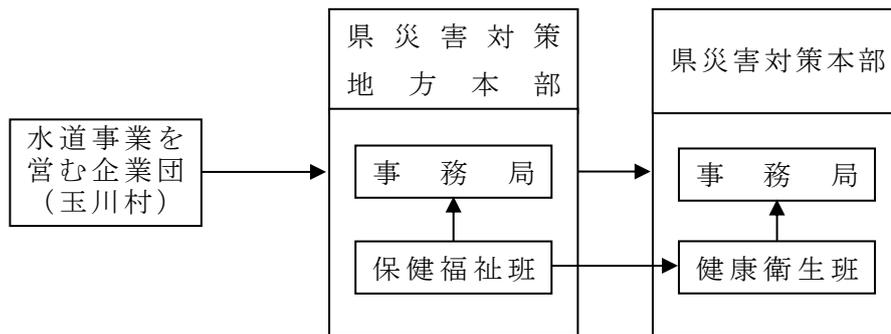
(10) 廃棄物処理施設、廃棄物処理事業被害



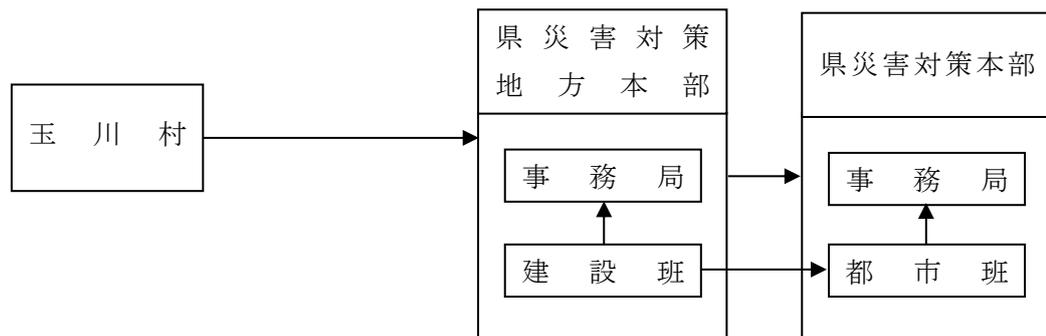
(11) 鉄道施設被害



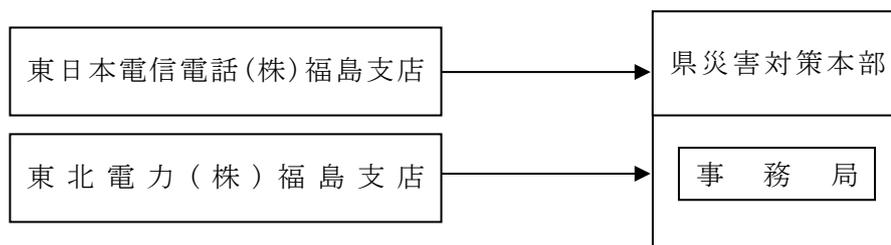
(12) 水道施設被害



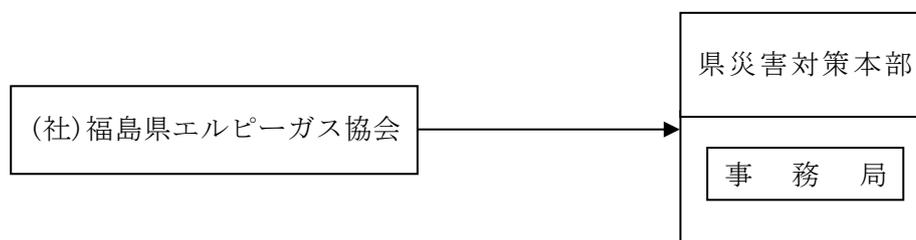
(13) 下水処理施設被害



(14) 電話・電力施設被害



(15) ガス施設被害



第4節 通信の確保

[総務課]

災害時には、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の疎通を確保する。

通信の確保については、「一般災害対策編 第2章 第4節 通信の確保」の定めるところによる。

第5節 相互応援協力

[総務課]

災害発生時においては、防災関係機関相互の連携体制が重要となるため、村は、県、県内市町村及び関係機関との相互の応援協力により適切な応急救助等を実施する。

相互応援協力については、「一般災害対策編 第2章 第5節 相互応援協力」の定めるところによる。

第6節 災害広報

[総務課]

災害時において、被災地住民、住民及び村外関係者に正確な情報を提供し、混乱を防止するとともに適切な行動を支援するため、村及び防災関係機関は災害発生後、速やかに広報部門を設置し、連携して広報活動を展開する。

災害広報については、「一般災害対策編 第2章 第6節 災害広報」の定めるところによる。

第7節 消防計画

[総務課、消防団、須賀川地方広域消防本部]

地震によってもたらされる二次被害のうち、最も大きい被害をもたらすものが火災によるものである。地震火災による被害を少なくするため、村は、消防本部及び消防団のすべての能力を活用して消防活動に取り組み、大規模火災時には協定等による広域応援要請を行う。

また、大規模な地震発生時には、消防力を上回る出火件数となることも想定され、この場合には自主防災組織等を中心とした地域住民による初期消火、出火防止等が重要となることから、自主防災組織等の活動体制の整備に努める。

第1 消防本部による消防活動

県内12消防本部は、第一線の消防活動機関であり、地震火災に対し総力をあげて消防活動にあたるとともに、消防団等を指揮し有効な対策を行い、以下のとおり活動する。

1 災害情報収集活動優先の原則

同時多発火災などの災害状況の迅速な把握と的確な対応のため、消防車等の管内巡回による災害情報の収集を行う。

2 避難場所及び避難路確保優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所及び避難路確保の消防活動を行う。

3 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

4 消火可能地域優先の原則

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して行う。

5 市街地火災消防活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動にあたる。

6 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消防活動を優先する。

7 火災現場活動の原則

- (1) 出場隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。
- (2) 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動によ

り火災を鎮圧する。

- (3)火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

第2 消防団による活動

消防団は、消防本部と連携をとりながら次のような活動を行う。

なお、消防団の組織体制、動員配備等については、「一般災害対策編 第2章 第7節 消防計画」に定めるところによる。

1 情報収集活動

管内の災害情報の収集を積極的に行う。

2 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地周辺の住民に対し、出火防止の広報を行い、出火した場合には住民と協力して初期消火を図る。

3 消火活動

消防隊が到着するまでや消防隊が十分でない場合には、率先して消火活動を行う。

4 救助活動

消防本部による活動を補佐し又は自らが積極的に活動し、要救助者の救助救出と負傷者に対して簡易な応急処置を行い、安全な場所への搬送を行う。

5 避難誘導

避難の指示・勧告がなされた場合には、住民に伝達し関係機関と連絡をとりながら、住民を安全に避難誘導する。

第3 県内隣接協定及び統一応援協定による応援

村は、消防本部と連携し、単独での消防活動が困難であると判断したときは、次の7市町村との間で締結している「消防相互応援協定」に基づき、応援を要請する。

[消防相互応援協定締結市町村]

須賀川市・鏡石町・石川町・矢吹町・平田村・浅川町・古殿町

また、それでも対応できない場合は、福島県広域消防相互応援協定による派遣要請を行う。

第4 他都道府県への応援要請

村長は地震発生時における他都道府県への応援要請の必要が見込まれる場合、次の手続きによって知事への応援要請を行う。

1 応援要請の手続き

村長は他都道府県の消防隊の応援を要請したいときは、原則として次の事項を明らかにして知事に要請する。(要請は責任者の口頭でも可、後日文書を提出すること。)

- (1) 火災の状況及び応援要請の理由

- (2) 緊急消防援助隊の派遣要請期間
- (3) 応援要請を行う消防隊の種別と人員
- (4) 村への進入経路及び集結場所

2 緊急消防援助隊の受け入れ態勢

他都道府県緊急消防援助隊応援消防隊の円滑な受け入れを図るため、応援要請を行う消防機関は、担当者を明確にし連絡体制を整えておく。

- (1) 緊急消防援助隊の誘導方法
- (2) 緊急消防援助隊の人員、機材数、応援都道府県隊長等の確認
- (3) 緊急消防援助隊に対する給食、仮眠施設等の手配

3 隣接協定による要請

他県の消防本部と隣接応援協定を締結している消防本部にあっては、協定に基づき速やかに応援要請を行う。

第8節 救助・救急

[健康福祉課、消防団、須賀川地方広域消防本部]

地震発生後には、倒壊家屋の下敷きになるなど救助・救急が必要となる被災者が出る
ことが予想される。生命・身体の安全を守ることは、最優先されるべき課題であり、人
員、資器材等を優先的に投入して、救助活動を実施する。

村は、災害応急対策の第一次的な実施責任者として防災関係機関の協力を得ながら、
救助・救急活動を行うが、早期救出が生死を分けることになることから、住民及び自主
防災組織は、救助・救急活動を実施する防災関係機関に協力するとともに、自発的に救
助・救急活動を行う。

第1 自主防災組織、事業所等による救助活動

1 自主的な救助活動

自主防災組織、事業所の防災組織及び住民は、次により自主的な救助活動を行う。

- (1) 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
- (2) 救助活動用資器材を活用し、組織的救助活動に努める。
- (3) 自主救助活動が困難な場合は、消防本部又は県警察本部（石川警察署）等に連絡し
早期救助を図る。
- (4) 救助活動を行うときは、可能な限り村、消防本部、県警察本部（石川警察署）と連
絡を取り、その指導を受ける。

2 平時の措置

建物等の倒壊による被災者等に対する救助活動が迅速かつ的確に行えるよう、平常時
から次の措置を行う。

- (1) 救助技術、救助活動の習熟
- (2) 救助活動用資器材の点検及び訓練の実施
- (3) 地域における自主防災組織と事業所等との連携体制の確立と訓練の実施

第2 村（消防本部を含む。）による救助活動

1 救助活動

村は、消防本部と協力し、救助対象者の状況に応じた救助班を編成し、人員及び重機
等の資器材を優先的に投入して救助活動を行う。

救助にあたっては、警察機関及び地元の情報に精通した地域住民等と密接に連携して
実施するものとし、その状況について逐次、県に報告する。

2 応援要請

村は、自ら被災者等の救助活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して県に
対し救助活動の実施を要請するほか、必要に応じ民間団体にも協力を求める。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 応援を必要とする人員、資器材等
- (3) 応援を必要とする場所

- (4) 応援を希望する期間
- (5) その他周囲の状況等応援に関する必要事項

3 平時の措置

村は、村内で予想される災害、特に水害、土砂災害、建物等の倒壊による被災者等に対する救助活動に備え、平常時から次の措置を行う。

- (1) 救助に必要な車両、舟艇、資器材、その他機械器具の所在及び調達方法の把握並びに関係機関団体との協力体制の確立（この場合、建設業者以外の地域の企業に対しても、救助に有効な資器材、機械器具等の所有の有無等について、あらかじめ調査し、協力を求めておくこと。）
- (2) 大雨による土砂崩れ等により孤立化が予想される地域について、孤立者の救助方法、当該地域と村との情報伝達手段の確保及び救助にあたる関係機関等との相互情報連絡体制等の確立
- (3) 自主防災組織、事業所及び住民等に対し、救助活動についての指導及び意識啓発
- (4) 自主防災組織の救助活動用資器材の配備の促進
- (5) 救助技術の教育、救助活動の指導

第3 消防本部による救助・救急活動

1 救助・救急活動

- (1) 救助・救急は、救命の処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者に対しては、できる限り、消防団員、自主防災組織及び付近住民の協力を求めて、自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関と連携の上、救助・救急活動を実施する。
- (2) 延焼火災が多発し、同時に多数の救助・救急が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救助・救急活動を行う。
- (3) 延焼火災が少なく、同時に多数の救助・救急が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先に、効果的な救助・救急活動を行う。
- (4) 同時に小規模な救助・救急を必要とする事象が併発した場合は、救命効率の高い事象を優先に救助・救急活動を行う。

2 救助・救急における出動

- (1) 救助・救急の必要な現場への出動は、救命効率を確保するため、努めて救助隊と救急隊が連携して出動する。
- (2) 救助活動を必要としない現場への出動は、救急隊のみとし、救命を要する重傷者を優先に出動する。

3 救助・救急体制の整備

- (1) 消防本部は、消防団詰所及び行政区事務所等における救助・救急資器材の備蓄を行うとともに、消防団員及び住民等に対する救助・救急訓練を行い、消防団等を中心とした各地域における救助・救急体制の整備を図る。
- (2) 高層建築物等に関する救助・救急活動については、消防法に定める防火管理者に対し、自衛消防組織の整備について徹底した指導を行い、自衛体制の強化に努める。

第4 広域応援

大規模な災害が発生し、消防本部のみでの救助・救急活動が困難である場合は、隣接市町村相互応援協定及び広域相互応援協定等による派遣要請を行う。

また、必要に応じて、村長は、県に、更に大規模の場合には県（生活環境部）を通じて消防庁長官に対して、緊急消防援助隊及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター等の応援を要請する。

第9節 自衛隊災害派遣

[総務課]

災害発生時における自衛隊の派遣要請を行う場合の必要事項、手続き等を明らかにし、迅速かつ円滑な災害派遣活動が実施されることを目的とする。

自衛隊災害派遣については、「一般災害対策編 第2章 第10節 自衛隊災害派遣」の定めるところによる。

第10節 避難

[総務課、住民税務課、健康福祉課]

地震災害時における人的被害を軽減するため、防災関係機関が連絡調整を密にし、適切な避難誘導が行なわれなければならない。

また、高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等のいわゆる「災害時要援護者」が地震災害において犠牲になるケースが多くなっている。

こうした状況から、災害時要援護者への情報伝達、災害時要援護者の避難誘導、避難場所における生活等については特に配慮する。

第1 避難の準備情報提供、勧告及び指示

村長等は、地震発生による火災、山崩れ、崖崩れ等の災害から人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、必要があると認められるときは、あらかじめ定めた計画に基づき地域住民等に対して、避難の準備情報提供、勧告又は指示を行う。

1 避難の実施機関

避難の準備情報提供、勧告及び指示の実施責任者は次のとおりであるが、準備情報提供、勧告又は指示を行ったとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行う。

また、災害の発生があると予想される場合においては、人命の安全を確保するため、危険の切迫する前に十分な余裕を持って、安全な場所へ住民を避難させる必要がある。このため、特に避難行動や情報面で支援を要する人が早期に避難行動を開始できるよう情報提供に努め、一般住民に対しても、早期に避難を指示するとともに、避難の指示等が各住民に周知徹底するよう情報伝達の方法に十分配慮する。

事項 区分	実施責任者	措置	実施の基準
避難準備情報の提供	村長	一般住民に対する避難準備、要援護者等に対する避難行動の開始	人的被害の発生する可能性が高まった場合において、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があると認められるとき。
避難の勧告	村長 (災害対策基本法第60条)	立退きの勧告及び立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
	知事 (災害対策基本法第60条)	立退きの勧告及び立退き先の指示	災害の発生により、村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。

事項 区分	実施責任者	措置	実施の基準
避難 の 指 示 等	村長 (災害対策基本 法第60条)	立退き及び立退き 先の指示	災害が発生し、又は発生するおそ れがある場合において、特に必要が あると認められるとき。
	知事 (災害対策基本 法第60条)	立退き及び立退き 先の指示	災害の発生により、村がその全部 又は大部分の事務を行うことができ なくなったとき。
	知事及びその 命を受けた職 員(地すべり等 防止法第25条)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫 していると認められとき。
	知事及びその 命を受けた職 員又は水防管 理者(水防法第 29条)	立退きの指示	洪水によるはん濫で著しい危険が 切迫していると認められるとき。
	警察官 (災害対策基本 法第61条)	立退き及び立退き 先の指示	村長が避難のための立退きを指示 することができないと認めるとき。 村長から要求があったとき。
	警察官 (警察官職務執 行法第4条)	警告及び避難等の 措置	重大な災害が切迫したと認めると きは、警告を発し、又は特に急を要 する場合において危害を受けるおそ れのある者に対し、必要な限度で避 難の措置をとる。
	海上保安官 (災害対策基本 法第61条)	立退き及び立退き 先の指示	村長が避難のための立退きを指示 することができないと認めるとき。 村長から要求があったとき。
自衛官 (自衛隊法第94 条)	警告及び避難等の 措置	災害により危険な事態が生じた場 合において、警察官がその場にな い場合に限り、災害派遣を命ぜられ た部隊等の自衛官は避難について必 要な措置をとる。	

2 避難のための勧告及び指示の内容

村長等避難の勧告、指示を実施する者は、次の内容を明示して行う。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先

- (3) 避難経路
- (4) 避難の勧告又は指示の理由
- (5) その他必要な事項

3 避難措置の周知等

避難の勧告又は指示を行った者は、おおむね次により必要な事項を通知する。

(1) 住民への周知

村は、自ら避難の勧告又は指示を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、村防災計画に基づき迅速に住民へ周知する。

なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

(2) 関係機関への連絡

避難の勧告又は指示をしたときは、関係機関に連絡する。

ア 県警察本部（石川警察署）、須賀川地方広域消防本部、県の出先機関

イ 避難所として利用する施設の管理者

4 知事への報告

村長は、避難のための立退きを勧告・指示し、又は立退き先を指示したときは、次の事項について速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

また、住民が自主的に避難した場合も同様とし、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

ア 避難勧告・指示の有無

イ 避難勧告・指示の発令時刻

ウ 避難対象地域

エ 避難場所及び避難経路

オ 避難責任者

カ 避難世帯数、人員

キ 経緯、状況、避難解除帰宅時刻等

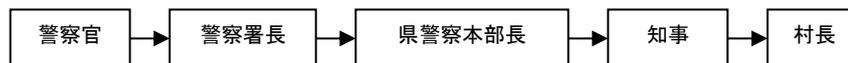
5 関係機関の報告措置

(1) 警察官の報告系統

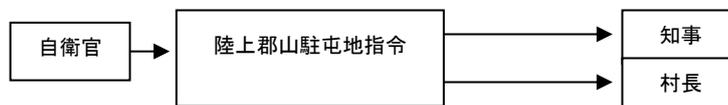
ア 災害対策基本法に基づく措置



イ 職権に基づく措置



(2) 自衛官の措置



第2 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定権者

- (1) 村長（災害対策基本法第63条）
- (2) 警察官（災害対策基本法第63条、警察官職務執行法第4条、消防法第28条及び第36条）
- (3) 海上保安官（災害対策基本法第63条）
- (4) 消防吏員又は消防団員（消防法第36条において準用する同法第28条）
- (5) 災害派遣を命じられた部隊の自衛官（災害対策基本法第63条、(1)～(3)の者が現場にいない場合に限る。）
- (6) 知事（災害対策基本法第73条、村が、その全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合。）

2 警戒区域設定の時期及び内容

災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めた場合、警戒区域を設定する。

警戒区域の設定にあたっては、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入りの制限、禁止等の措置をとる。

3 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告又は指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知し、避難等に支障のないように措置する。

第3 避難の誘導

1 実施機関

避難は、災害のため生命、身体の危険が予想され又は危険が迫った場合に行うものであり、住民が自主的に避難するほか、災害応急対策の第一次的責任者である村長又は避難指示を発した者がその措置にあたる。

2 避難指示等の伝達

村は、防災行政無線と併用して、広報車による伝達や、携帯電話への緊急速報メール、自主防災組織等による声かけ等、あらゆる手段を用いて避難情報が迅速かつ確実に住民に伝達できるよう体制を整備するとともに、住民に対して使用する伝達手段を周知する。

3 避難誘導の方法

避難誘導は、次の事項に留意して行う。

- (1) 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。この場合なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずる。
- (2) 危険な地点には標示、なわ張りをを行うほか、状況により誘導員を配置し安全を期する。
- (3) 高齢者や障がい者等の災害時要援護者については、適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行う。

- (4) 誘導中は事故防止に努める。
- (5) 避難誘導は収容先での救援物資の支給等を考慮し、できれば行政区等の単位で行う。

4 避難順位及び携行品の制限

(1) 避難順位

避難順位は、おおむね次の順序による。

- ア 傷病者
- イ 高齢者
- ウ 歩行困難な者
- エ 幼児
- オ 学童
- カ 女性
- キ 上記以外の一般住民
- ク 災害応急対策従事者
- ケ ペット

(2) 携行品の制限

避難にあたっては、3日分程度の飲料水及び食料、貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券）、下着類1組、雨具又は防寒具、最小限の日用品（その他病人及び乳児の場合は、医薬品、衛生材料、乳製品等、小中学生の場合は教科書、最小限の文房具及び通学用品）等、危険の切迫の状況にもよるが、できるだけ最小限のものとする。

5 避難経路情報の収集と避難者への周知

村は、県に集約される、避難経路の確保のため、通行可能な道路情報を収集し、避難者へ周知する。

6 避難道路の通行確保

警察官又は消防職員等避難措置の実施者は、迅速かつ安全に避難できるよう自動車の規制、荷物の運搬等を制止するなど通行の支障となる行為を排除、規制し、避難道路の通行確保に努める。

第4 避難所の設置

1 実施機関

- (1) 避難所の設置は、村長が実施する。
- (2) 本村限りで措置不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を求めて実施する。
- (3) 大規模地震などで県外への広域避難が必要となり、村で開設する避難所だけでは避難者を収容できない場合、村は相互応援協定等により受け入れ先となる市町村に避難所の開設を要請する。

なお、県が広範囲にわたって被災し、受け入れ先の市町村で開設する避難所だけでは避難者の受け入れ能力が不足する場合は、県が自ら避難所を設置することができる。

2 村長の措置

村長は、あらかじめ避難所を定めておくとともに、避難所用消耗品調達先、器物借上

先等を消耗器材調達先帳簿により把握しておき、災害が発生し、避難所を設置した場合は、速やかに被災者にその場所等を周知させ、收容すべき者を誘導し、保護にあたる。

なお、村はあらかじめ避難所の開設や運営方法等を明確にしたマニュアルの作成に努める。

(1) 避難所の開設

村長は、原則として、「資料編 指定避難場所及び指定避難所」の中から災害の態様に配慮し、安全適切な場所を選定して避難所を開設する。

また、避難所を設置した場合は、各避難所に維持、管理のための責任者として村の職員を配置し、避難所の運営を行う。

さらに、避難者に係る情報の把握に努めるとともに、開設報告及びその收容状況を毎日県に報告し、必要帳簿類を整理する。

[開設報告事項]

- ア 避難所開設の日時及び場所
- イ 箇所数及び收容人員
- ウ 開設期間の見込み

(2) 避難所の周知

村長は、避難所を開設した場合において、速やかに地域住民に周知するとともに、県等の関係機関に連絡する。

(3) 避難所における措置

避難所における村長の実施する救援措置は、おおむね次のとおりとする。

なお、避難の長期化に際しては、避難所における生活環境整備、さらに必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

- ア 被災者の收容
- イ 被災者に対する給水、給食措置
- ウ 負傷者に対する医療救護措置
- エ 被災者に対する生活必需物資の供給措置
- オ 被災者への情報提供（必要に応じて、避難所にラジオ、テレビ等の災害情報を入力する機器及び電話、FAX等の通信機器の設置を図ること。）
- カ その他被災状況に応じた応援救援措置

(4) 県有施設の利用

村長は、必要に応じ、被災者を一時收容するため、県有施設の一部の利用を要請するものとし、施設管理者は、村長が行う收容活動に協力する。

なお、施設管理者は、收容の用に供する施設の部分を明示して提供するものとし、收容した被災者の管理は、村長が実施する。

(5) その他の施設の利用

村長は、あらかじめ指定した避難所で不足する場合は、県を經由して厚生労働省と協議の上、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借上げ等により避難所を開設する。

3 避難所の運営

- (1) 避難所には、避難所等の運営を行うために必要な村職員を派遣する。また、避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官を配置する。

(2) 村長は、行政区、婦人会、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て避難所の運営を行う。

なお、学校が避難所となった場合には、災害発生の初期の段階など必要に応じて、明確な任務分担のもとに教職員等の人的支援体制を確立し、避難所の運営を行う。

(3) 行政区、婦人会、自主防災組織、ボランティア等は、避難所の運営に関して村に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により秩序ある避難生活を送るよう努める。

(4) 避難所においては、被災者が自主的、自発的に避難所の運営組織を立ち上げ、避難所生活のルール作りや生活環境を向上するための活動を行えるよう、村や施設管理者が支援を行う。自主運営組織を立ち上げる際には、女性の参画を求めるとともに、若年、高齢者等の意見を反映できるものとする。

(5) 避難所は、地域の防災拠点としての性格も合わせ持つことから、避難していないが、ライフラインの支障などにより物資の確保が困難な被災者への物資の配布拠点となることも考慮して、村は避難所の運営を行う。

4 住民の避難先の情報把握

村は、大規模地震発生後に広域的に避難した住民の所在と安否を確認するとともに、支援制度の案内などを確実に伝達するため、避難先を把握する体制を早期に整備する。

5 避難所での生活が長期化する場合の対策

(1) 設備の整備

避難所の設置者は、必要に応じて次の設備や備品を整備し、被災者に対するプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保、避難所の情報支援拠点化等、長期化に伴う生活環境の改善対策を講ずる。

ア 畳、マット、カーペット

イ 間仕切り用パーティション

ウ 暖房機器

エ 洗濯機・乾燥機

オ 仮設風呂・シャワー

カ 仮設トイレ

キ テレビ・ラジオ

ク インターネット端末

ケ 簡易台所、調理用品

コ その他必要な設備・備品

(2) 環境の整備

避難の長期化に伴うニーズに対応し、プライバシーが確保された女性専用ルームや相談ルーム、また避難者同士の交流場所となる談話室や児童生徒の学習場所などを設置するなど、避難者の人権に配慮した環境作りに努める。

6 指定避難所以外の被災者への支援

村は、関係機関等との連携、連絡先の広報等の方法を講じ、指定避難所以外の施設等に避難した被災者の避難状況及び自宅に留まっている被災者の状況を把握し、食料・飲料水、生活必需品等を供給する。

なお、各種の支援措置が確実になされるよう避難者に指定避難所に避難するよう理解を求めるとともに、特に災害対策活動の拠点となる施設（村役場等）に避難した者については、各種の支援措置の円滑化を確保する観点からも、指定避難所に移転するよう求める。

第5 災害時要援護者対策

1 情報伝達体制

(1) 社会福祉施設対策

社会福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員及び入所者に対し、避難等の情報伝達を行う。

なお、情報伝達にあたって、入所者に対しては、過度に不安感を抱かせることのないよう配慮する。

(2) 在宅者対策

村等は、直接、有線電話あるいは防災行政無線等を活用するとともに、民生・児童委員、自主防災組織等の協力を得て、災害時要援護者及びその家族に対して避難等の情報伝達を行う。

なお、情報伝達にあたって、聴覚障がい者については、音声以外の方法を活用するよう配慮する。

(3) 病院入院患者等対策

病院、診療所等施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員及び患者等に対し、避難等の情報伝達を行う。

なお、情報伝達にあたって、患者に対しては、過度に不安感を抱かせることのないよう配慮する。

(4) 外国人に対する対策

村は県の協力のもと、ラジオ、テレビ等のマスメディア等を通じ多言語での避難等の情報伝達に努める。

2 避難及び避難誘導

(1) 社会福祉施設対策

社会福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員が入所者を避難所に誘導するとともに、他の施設及び近隣住民等の協力を得て入所者の避難誘導を行う。

また、避難誘導にあたっては、入所者の実態に即した避難用の器具等を用いる。

さらに、老人デイサービスセンター等の利用施設においても配慮を要する。

(2) 在宅者対策

村等は、直接有線電話あるいは防災行政無線等を活用するとともに、民生・児童委員、自主防災組織等の協力を得て、災害時要援護者及びその家族に対して避難等の情報伝達を行う。

なお、情報伝達にあたって、聴覚障がい者については、音声以外の方法を活用するよう配慮する。

(3) 病院入院患者等対策

病院、診療所等施設の管理者は、消防計画による組織体制に基づき職員が患者を避難誘導する。

必要に応じて、他の病院、診療所等から応援を得て患者を避難誘導する。
避難誘導にあたっては、患者の実態に即した避難用の器具等を用い、また避難所としては、医療・救護設備が整備された病院等とする。

(4) 外国人に対する対策

村は、消防本部及び自主防災組織等の協力を得て、外国人を避難誘導する。

3 避難所における配慮等

(1) 避難所のバリアフリー化等

物理的障壁の除去（バリアフリー化）されていない施設を避難所とした場合には、高齢者・障がい者が利用しやすいよう、速やかに障がい者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、一般の避難所に、高齢者、乳幼児、障がい者等が避難することとなった場合には、トイレに近い場所を確保するなど災害時要援護者の生活エリアの確保を図る。

(2) 医療・救護、介護・援護措置

村は、医療・救護を必要とする者に対して、医療・救護活動のできる避難所に避難させる。

また、介護や援護を必要とする者に対して、避難所にヘルパーを派遣するとともに、個人・団体のボランティアに介護や援護を依頼する。

(3) メンタルヘルスケアの実施

村は、県及び関係機関等の協力を得ながら、避難所で生活する児童や高齢者等の災害時要援護者に対して、保健師等による巡回健康相談及び指導、精神科医等によりメンタルヘルスケア（相談）を行う。

(4) 施設・設備の整備

村は、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等の災害時要援護者に配慮した施設・設備の整備に努める。

第6 広域的な避難対策

1 県内市町村間の避難調整

(1) 県の役割

県は、大規模災害により被災市町村が市町村域を超えた広域避難を行うため受け入れ先確保の要請があった場合、被災市町村からの避難経路や避難者数の見込み等の情報をもとに、避難者の受け入れが可能な市町村を調査、選定し、被災市町村と受け入れ先市町村との調整を行う。

(2) 村が被災した場合

村は、広域避難の際、同一地域コミュニティ単位で避難所に入所できるよう、住民に対して避難先の割り当てを周知するとともに、避難するための手段を持たない被災者のために、県と協力し輸送手段を調達する。

また開設した避難所には可能な限り村職員を配置し、避難者の状況把握に努める。

(3) 広域避難を受け入れる場合

広域避難を受け入れる場合、避難所の開設や被災市町村と協力して避難所の運営を行う。

2 県外避難の調整

村は、被災者を県外へ避難させる必要があると認めた場合、県に対し、県外避難の調整を要請する。

村から要請を受けた県は、都道府県間及び全国知事会の災害時相互応援協定の枠組みによる連携を図るなど、受け入れ先となる都道府県との調整スキームを整備するとともに、被災者が避難を行うための輸送手段の調達などを支援する。

3 病院、社会福祉施設等の災害時要援護者の広域避難

県は、病院の入院患者や社会福祉施設の入所者などを広域避難させる場合は、関係団体と十分に連携して、受け入れ元と受け入れ先の病院、施設間の連絡調整を行うとともに、入院患者や入所者の症状に応じた輸送手段を確保し、広域避難計画の実施にあたる。

第11節 医療（助産）救護

[健康福祉課]

地震発生時には、広域あるいは局地的に、医療（助産）救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、震災時における救急の初動態勢を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携のもとに一刻も速い医療（助産）救護活動を施す必要がある。

医療（助産）救護については、「一般災害対策編 第2章 第12節 医療（助産）救護」の定めるところによる。

第12節 道路の確保（道路障害物除去等）

[総務課、地域整備課、石川土木事務所]

地震発生直後の道路の被害状況を早急に把握し、障害物の除去、応急復旧等を行うことは、救援活動を円滑に実施するために必要であり、また、これらを制約された条件下で効果的に行うためには、関係機関と協議の上、災害応急活動を支える緊急輸送路の開通作業を他の道路にさきがけて実施する。

第1 優先開通道路の選定

1 優先開通道路の選定基準

(1) 選定基準

「一般災害対策編 第2章 第7節 緊急輸送路等の指定」の中で指定された緊急輸送路であること。

(2) 開通作業の優先順位

優先して開通すべき道路の順位は、緊急性の高い順に、第1次確保路線、第2次確保路線及び第3次確保路線の3つに大別する。

第2 資器材の確保

村は、障害物除去、応急復旧のための資器材の確保を図る。

また、民間所有の応急復旧用の資器材の確保について、県等と調整を図る。

第3 道路開通作業の実施

村は、行政区域内の道路被害及び道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県に報告するとともに、所管する道路については、県に準じて開通作業を実施する。

第13節 緊急輸送対策

[総務課]

災害応急対策実施に必要な人員及び物資の輸送は、災害対策活動の根幹となるものである。

このため、緊急時における輸送路等を確保するとともに、車両船舶等が円滑に調達できるようにしておくことが重要であり、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施に特に配慮して輸送活動を行う。

緊急輸送対策については、「一般災害対策編 第2章 第13節 緊急輸送対策」の定めるところによる。

第14節 警備活動及び交通規制措置

[総務課、企画産業課、石川警察署]

大規模な地震の発生時においては、様々な社会的混乱や道路交通を中心とした交通混乱が予測されるため、県警察本部（石川警察署）を中心とした、住民の安全確保、各種犯罪の予防、取り締まり及び交通秩序の維持等について定める。

警備活動及び交通規制措置については、「一般災害対策編 第2章 第14節 警備活動及び交通規制措置」の定めるところによる。

第15節 防疫及び保健衛生

[健康福祉課]

地震被害による被災者の病原体への抵抗力及び衛生環境の低下を防止するとともに、避難所あるいは仮設住宅等での生活における保健指導の実施、さらに震災によるストレス、避難生活の長期化に対する精神保健指導を行うことにより、被災者の健康の維持を図る。

防疫及び保健衛生については、「一般災害対策編 第2章 第15節 防疫及び保健衛生」の定めるところによる。

第16節 廃棄物処理対策

[住民税務課]

災害時におけるごみ、し尿及び災害に伴って発生したがれきの処分等を迅速・的確に実施し、環境の保全、住民の衛生の確保、さらに被災地での応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図る。

廃棄物処理対策については、「一般災害対策編 第2章 第16節 廃棄物処理対策」の定めるところによるが、震災によるがれき処理については、次のように定める。

第1 がれき発生量の推定

地震災害・火災により建物の倒壊、焼失及びそれに伴う建物解体、さらには地震動によるガラスの落下物、ブロック塀等の破損物等（「がれき」という。）など大量の廃棄物が発生することが想定される。

村は、がれきの発生量を、県の地震・津波被害想定調査結果等から事前にその発生量を想定し、廃棄物処理計画を策定しておく必要がある。この場合において、定期的に調査を実施し、中間処理又は最終処分を行うまでの一時仮置場、リサイクルのための分別を行うストックヤード等の場所を確保しておく。

なお、がれき量の推定には、木造1㎡あたり0.35t、非木造1.20tを目安とする。

第2 がれき処理体制の確保

がれきの処理については、原則として村又はがれきの発生原因となる各施設管理者が処理することになるが、がれきが一時的かつ大量に発生することになるため、国、県、関係市町村及び関係者が協力して、がれきの処理状況の把握、搬送ルートや仮置場及び最終処分場の確保を図る。

第3 がれき処理対策

1 仮置場の確保

大量にがれき等が発生した場合は、仮置場に搬入する必要があるため、村はあらかじめ調査を実施しておいた公有地等を中心に具体的な選定を行う。

2 分別収集体制の確保

発生したがれき等を効率よく処理、処分するためには、排出時の分別の徹底が必要であるので、その確保策の検討を行う。

3 適正処理・リサイクル体制の確保

震災時においても廃棄物の適正処理を確保する必要があるにもかかわらず、大量に発生するがれき等の最終処分はかなり困難となることが想定される。

このため、緊急時の相互扶助や産業廃棄物処理業者の支援のあり方など、産業廃棄物の適正処理・リサイクル体制の確保策を検討しておく。

4 広域処分体制の確保

大量のがれき等を処分するためには、県外の最終処分場に処分を依頼することも想定されるため、国や隣接県とともに広域処分対策を検討する。

5 粉じん等の公害防止策

がれき等の応急処分の過程においては、粉じん、有害物質の発生などが考えられ、生活環境への影響や保健衛生面から問題となる公害(大気汚染)が発生するおそれがある。

県(生活環境部)は、その実態を把握するとともに、公害防止対策を行うよう関係機関に対し指導する。

第17節 救援対策

[総務課、企画産業課、農業委員会、地域整備課]

震災により生活に必要な物資が被害を受けたり、流通機構の混乱等により物資の入手が困難となった場合においても、住民の基本的な生活の確保、人心の安定を図ることを目的として、生活の維持に特に欠かせない食料、生活必需品及び飲料水等を確保するとともに、迅速な救援を実施する。

この場合において、指定避難所に避難している被災者のみならず、指定避難所以外に避難あるいは在宅被災者への供給にも配慮する。

なお、これらの救援対策の実施にあたっては、第一次的には住民に最も身近な行政主体としての村があたり、県は広域にわたり総合的な処理を必要とするものにあたる。

救援対策については、「一般災害対策編 第2章 第17節 救援対策」の定めるところによる。

第18節 被災地の応急対策

[地域整備課、住民税務課]

被災地内の住民の生活やインフラを復旧させるため、宅地内や河川等の障害物を除去するとともに、住民の生活上の不安を解消するための各種相談事業や、社会経済の安定のため金融機関による応急金融措置を実施する。

被災地の応急対策については、「一般災害対策編 第2章 第18節 被災地の応急対策」の定めるところによる。

第19節 死者の搜索、遺体の処理等

[総務課、健康福祉課]

災害により死亡していると推定される者については、搜索及び収容を行い、身元が判明しない死亡者については、火葬・埋葬に付し、人心の安定を図る。

死者の搜索、遺体の処理等については、「一般災害対策編 第2章 第19節 死者の搜索、遺体の処理等」の定めるところによる。

第20節 生活関連施設の応急対策

[総務課、地域整備課、企画産業課]

上水道、電気、LPガス、交通、通信、放送等の生活に密着した施設が被災した場合、生活の維持に重大な支障をきたすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、速やかな応急復旧を図るための対策を確立する。

第1 上水道施設等応急対策

村は、災害発生時における応急給水用飲料水の確保を行うとともに、次により水道施設の復旧対策を実施する。

1 被害状況調査及び復旧計画の策定

発災後直ちに施設の被害状況調査を実施し、給水状況の全容を把握するとともに、応急復旧に必要な人員体制及び資器材（調達方法）、施設復旧の手順、方法及び完了目標等を定めた応急復旧計画を策定し、計画的に応急復旧対策を実施する。

復旧にあたっては、緊急度の高い医療施設、災害応急・復旧対策の中核となる村役場などあらかじめ定めた重要度の高い施設を優先して行う。

2 応急復旧のための支援要請

隣接水道事業者、県等の他の機関への支援要請にあたっては、必要とする支援内容を明らかにして要請する。

村は、災害による水道施設の被害が甚大であり、大規模な支援が必要であると判断した場合は、水道事業者等の相互応援の状況を踏まえつつ、近隣市町村の水道事業者、関係団体及び県に対して広域的な支援を要請する。

3 的確な情報伝達・広報活動

村は、県及び関係機関に対し、施設の被災状況、施設復旧の完了目標等について、随時すみやかに情報を伝達するとともに、住民に対しては、復旧の順序や地区毎の復旧完了予定時期等についての情報の提供・広報を行う。

第2 下水処理施設応急対策

下水処理施設管理者は、災害が発生した場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能に支障がある施設及び二次災害のおそれがあるものについて応急復旧を行う。

1 要員の確保

下水処理施設管理者は、あらかじめ定めた計画に基づく緊急時の配備体制により要員の確保を図る。

2 応急対策用資器材の確保

下水処理施設管理者は、施設の実情に即して、応急対策用資器材の確保を図る。

3 復旧計画の策定

下水処理施設管理者は、管路施設、ポンプ場及び処理場施設によって態様が異なるが、

次の事項等を配慮した復旧計画の策定に努める。

- (1) 応急復旧の緊急度及び工法
- (2) 復旧資材及び作業員の確保
- (3) 設計及び監督技術者の確保
- (4) 復旧財源の措置

4 広報

下水処理施設管理者は、施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、利用者の生活排水に関する不安の解消に努める。

第3 電力施設等応急対策

1 災害対策組織の設置

災害が発生した場合は、あらかじめ定められた基準等に基づき、災害の規模、その他の状況に応じ、災害対策組織を設置する。

2 人員の確保

- (1) 対策要員の確保については、あらかじめ従業員の動員体制を定めて対応する。
- (2) 従業員以外の復旧要員を必要とする事態が予想され、又は発生した場合は、他電力会社及び工事関係会社との協定等に基づき、要員の応援を要請する。

3 応急復旧用資器材の確保等

(1) 調達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

- ア 現地調達
- イ 対策組織相互の流用
- ウ 納入メーカーからの購入
- エ 他電力会社からの融通

(2) 輸送

災害対策用の資器材の輸送は、あらかじめ要請した輸送会社の車両、船舶、ヘリコプター、その他実施可能な運搬手段により行う。

(3) 資材置場等の確保

復旧資材置場及び仮設用用地が必要となった場合は、あらかじめ調査していた用地をこれにあてる。

4 災害時における広報

- (1) 災害が予想される場合又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況、停電地域及び復旧見通しについての広報を行う。また、住民の感電事故を防止するため、次の事項を中心に広報活動を行う。

- ア 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- イ 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等の設備の異常を発見した場合は、速やかに会社事業所に通報すること。
- ウ 断線、垂下している電線には絶対に触れないこと。

エ 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。

オ 屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。

カ その他事故防止のため留意すべき事項。

(2) 広報の方法は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

5 被害状況の把握（情報収集）

災害が発生した場合は、対策組織の長は、次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、速やかに上位機関災害対策組織に報告する。

(1) 一般情報

ア 気象、地象情報

イ 一般被害情報

一般公衆（住民）の家屋被害情報、人身災害発生情報及び電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋りょう等の公共施設をはじめとする当該管内全般の被害情報

ウ 対外対応状況（地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への対応状況）

エ その他災害に関する情報（交通状況等）

(2) 会社被害情報

ア 電力施設等の被害状況及び復旧状況

イ 復旧の状況と見通し

ウ 復旧資材、応援隊、食料等に関する事項

エ 従業員の被災状況

オ その他災害に関する情報

6 災害時における危険予防措置

電力需要の実態を考慮して、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請等があった場合には、対策組織の長は送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

7 復旧計画等

(1) 災害対策組織は、各設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる事項を明らかにした復旧計画を立てるとともに、その内容を上位機関災害対策組織に速やかに報告する。

ア 復旧応援要員の必要の有無

イ 復旧要員の配置状況

ウ 復旧資材の調達

エ 復旧作業の日程

オ 仮復旧作業の完了見込み

カ その他必要な対策

(2) 上位機関災害対策組織は、上記（1）の報告に基づき、下位機関災害対策組織に対

し復旧対策について必要な指示を行う。

- (3) 復旧計画の策定及び実施にあたっては、あらかじめ定めた各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易を考慮して、供給上復旧効果の最も大きなものから復旧を行う。

なお、復旧順位については人命に関わる箇所、災害応急・復旧対策の中核となる官公署庁舎等を優先することとし、必要に応じて県災害対策本部と協議調整を行う。

第4 ガス施設（LPガス）応急対策

1 出動体制

震度4以上の地震が発生した場合は、いつでも出動可能な体制をとるものとし、必要に応じ、巡回・点検等を行うとともに、災害が発生した場合は直ちに出勤して二次災害の防止等の措置を講ずる。

2 社団法人エルピーガス協会による災害対策本部の設置及び人員の確保

- (1) 地震等による災害が発生した場合等

地震により災害が発生し、被害の状況がB級事故以上等の規模になると認められる場合又は震度5以上の地震が発生した場合には、二次災害防止のための初動措置等の緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう、現地又は協会内に災害対策本部を設置する。

- (2) 復旧要員を必要とする事態が予想され、又は発生した場合は、「福島県LPガス災害対策要綱」に基づき要員の応援を要請する。

3 災害時における広報活動

広報活動を円滑に実施するために、平常時から需要家等に対して、注意事項及び協力依頼事項などについてPRし、その徹底を図るのはもちろんのこと、災害が発生した場合には、ガス漏れによる火災発生防止、再使用の際の安全対策等二次災害防止に重点をおいて広報する。

- (1) 平常時の広報活動

需要家等に対し、地震時におけるガスの注意事項、協力依頼事項及び地震時のガス事業者の保安対策、広報体制について、チラシ、パンフレット、テレビのほか、検針票や領収書を利用して直接PRを行う。

- (2) 地震発生直後の広報活動

テレビ、ラジオ、広報車等を通じて「ガス栓や器具栓、ガスの火を消すこと。」などを広報する。

- (3) 二次災害防止等の広報活動

テレビ、ラジオ、広報車によるほか、ハンドマイク等も活用して、次の事項について広報する。

ア ガス栓、器具栓、メーターコックを閉めておくこと。

イ LPガス事業者が安全を確認するまではガスを使わないこと。

4 被害状況の把握（情報収集）

地震発生を覚知した場合には、速やかに次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、被害状況により緊急措置等の必要の有無を検討する。

また、収集した情報については、速やかに上位対策組織等に報告する。

- (1) 需要家からの情報
 - ア 販売区域の地震規模に関する情報の収集
 - イ 需要家の家屋被害状況
- (2) 一般被害状況に関する情報
 - ア 人身災害発生情報及び都市ガス、電気、水道、交通、通信、放送施設、道路、橋りょう、鉄道等の公共施設をはじめとする当該区域全般の被害状況
 - イ 対外対応状況（地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への対応状況）
 - ウ その他災害に関する情報（交通状況等）
- (3) 特定供給設備の被害情報

5 復旧計画等

- (1) 協会の現地災害対策本部長は、各設備ごとの被害状況を把握し、次に掲げる事項を把握し、復旧作業計画を立てるとともに、その内容を上位対策組織に速やかに報告する。
 - ア 被害状況の概要
 - イ 復旧応援要員の要請
 - (ア) 救援を必要とする作業内容
 - (イ) 要員
 - (ウ) 資器材及び工具車両
 - (エ) 救援隊の出動日時・集結場所等
 - ウ 復旧作業の日程
 - エ 仮復旧の見通し
 - オ その他必要な対策
- (2) 復旧作業計画の策定については、原則として現地災害対策本部が行うものとするが、上位対策組織は、上記（1）の報告に基づき、災害対策本部に対し復旧対策について必要な指示を行う。
- (3) 復旧計画の策定及び実施にあたっては、あらかじめ定められた復旧順位によることを原則とするが、被害状況、被害復旧の難易等を考慮して、供給復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

第5 鉄道施設応急対策(東日本旅客鉄道(株))

1 災害応急体制の確立

- (1) 災害対策組織

災害発生時又は発生が予想される時は、その状況に応じて水戸支社内及び現地に応急対策及び復旧を推進する組織を設置する。

 - ア 水戸支社対策本部
 - (ア) 本部長は水戸支社長とし、水戸支社対策本部の業務を統括する。
 - (イ) 副本部長は総務部長、運輸車両部長とし、本部長を補佐し、本部長が不在の場合は、その職務を代行する。

(ウ) 班長は関係部長、本部付きは関係課長又は担当者とする。

イ 現地対策本部

(ア) 現地対策本部長は、地区駅長、地区駅長が指定する者とし、現地対策本部の業務を統括する。

(イ) 本部付きは関係箇所長とし、現地対策本部が設置されるまでは、各箇所長が情報連絡の責任者となる。

(2) 通信設備等の整備

関係防災機関、地方公共団体との緊急な連絡及び部内機関相互間における予報及び警報の伝達情報収集を円滑に行うため、次の通信設備及び風水害、地震に関する警報装置を整備する。

ア JR電話・NTT電話の緊急連絡用電話、指令専用電話及びFAXを整備する。

イ 列車無線及び携帯無線機を整備する。

ウ 風速計、雨量計、水位計及び地震計を整備する。

(3) 気象異常時の対応

ア 施設指令は、気象台、関係箇所から気象異常（降雨、強風、降雪、地震、津波等）の予報及び警報の伝達を受けた時は、速やかに関係箇所に伝達する。

イ 輸送指令は、時間雨量、連続雨量、風速及びSI値（カイン）が運転規制基準に達した場合は、速度規制又は運転中止を乗務員及び関係箇所長に指令する。

〔運転規制基準及び運転規制区間は、水戸支社運転規制等取扱いによる。〕

(4) 旅客及び公衆等の避難

ア 駅長等は、自駅に適した避難誘導體制を確立するとともに、避難及び救護に必要な器具を整備する。

イ 駅長等は、災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的災害のおそれがある場合は、避難誘導體制に基づき、速やかに旅客公衆等を誘導案内するとともに、広域避難場所への避難勧告があった時及び自駅の避難場所も危険のおそれがある場合は、広域避難場所へ避難するよう案内する。

(5) 消防及び救助に関する措置

ア 地震、その他の原因により火災が発生した場合は、通報、避難誘導を行うとともに、延焼拡大防止を図るため、初期消火に努める。

イ 災害等により負傷者が発生した場合は、関係機関に連絡するとともに負傷者の救出、救護に努める。

ウ 大規模地震により、列車等において多数の死傷者が発生した場合は、速やかに対策本部を設置するとともに、防災関係機関及び地方公共団体に対する応援要請を行う。

(6) 運転規制の内容

ア 地震が発生した場合の運転取り扱いは次による。

(ア) 地震計に12.0カイン以上（一部6.0カイン以上）の場合、列車の運転を中止し、点検を行った後、安全が確認された区間から運転中止を解除する。

(イ) 地震計に6.0カイン以上12.0カイン未満（一部3.0カイン以上6.0カイン未満）の場合、初列車を、25 km/h 又は 35 km/h 以下の徐行運転を行い、施設の点検を行

った後、安全が確認された区間から運転中止を解除する。

(ウ) 地震計に6.0カイン未満（一部3.0カイン未満）の場合、特に運転規制は行わない。

イ 列車の運転方法はその都度決定するが、概ね次により実施する。

(ア) 迂回又は折り返し運転

(イ) 臨時列車の特発

(ウ) バス代行又は徒歩連絡

2 乗客の救援、救護

(1) 乗務員は、災害により列車を駅間等で停止又は徐行した場合は、輸送指令からの指示、情報及び自列車の状況、その他を車内放送等により案内を行い、乗客の動揺・混乱の防止に努める。

(2) 駅長等は、災害時の動揺・混乱を防止するために掲示、放送等により案内を行い、旅客の不安感を除き鎮静化に努める。

(3) 駅長等は、自駅に適した避難誘導體制を確立するとともに、避難及び救援に必要な器具を整備する。

(4) 駅長等は、災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的災害のおそれがある場合は、避難誘導體制に基づき、速やかに旅客公衆等を誘導案内するとともに、広域避難場所への避難勧告があった時及び自駅の避難場所も危険な場合は、広域避難場所へ避難するよう案内する。

第6 電気通信施設等応急対策

地震災害時における電信電話サービスの基本は、公共機関等の通信確保はもとより、被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般公衆通信を確保するために、応急作業を迅速かつ的確に実施して通信の疎通を図る。

1 電話（通信）の確保

(1) 災害対策本部の設置

地震等の非常災害が発生した場合、その状況により災害対策本部、現地に現地災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策ができる体制をとる。

この場合、県、村（本部）及び各防災関係機関と密接な連絡を図る。

(2) 情報連絡体制

震災の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

2 災害時の応急措置

(1) 設備、資器材の点検及び発動準備

大地震の発生とともに、次のとおり設備、資器材の点検を行う。

ア 電源の確保

イ 災害対策用機器（無線機器、移動電源装置等）の発動準備

ウ ビル建築物の防災設備の点検

エ 工事用車両、工具等の点検

オ 保有する資材、物資の点検

カ 所内、所外施設の巡回、点検による被害状況の把握

(2) 応急措置

地震により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- ア 通信の利用制限
- イ 非常通話、緊急通話の優先・確保
- ウ 無線設備の使用
- エ 非常用公衆電話の設置
- オ 臨時電報、電話受付所の開設
- カ 回線の応急復旧

(3) 応急復旧対策

ア 災害により被災した電気通信設備の状況により、復旧は次のとおりとする。

(7) 応急復旧工事

- a 電気通信設備を応急的に復旧する工事
- b 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

(イ) 原状復旧工事

電気通信設備を機能、形態において被災前の状態に復する工事

(ウ) 本復旧工事

- a 被害の再発を防止し、設備拡張、改良工事を折り込んだ復旧工事
- b 電気通信設備が全く消滅した場合、復旧する工事

イ 地震等により被災した通信回線の復旧については、あらかじめ定められた以下の表の順位にしたがって実施する。

順 位	復旧する電気通信設備
1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 気象機関に設置されるもの ○ 水防機関に設置されるもの ○ 消防機関に設置されるもの ○ 災害救助機関に設置されるもの ○ 警察機関に設置されるもの ○ 防衛機関に設置されるもの ○ 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ○ 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ○ 電力の供給に直接関係がある機関に設置されるもの
2	<ul style="list-style-type: none"> ○ ガスの供給に直接関係がある機関に設置されるもの ○ 水道の供給に直接関係がある機関に設置されるもの ○ 選挙管理機関に設置されるもの ○ 別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの ○ 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの ○ 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの (第1順位となるものを除く)
3	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第1順位及び第2順位に該当しないもの

第7 放送施設等応急対策

1 基本方針

(1) 日本放送協会福島放送局

災害が発生した場合は、迅速かつ的確に要員及び機器を確保し、放送体制を確立する。地方自治体、警察、消防、気象台等との緊密な連携のもと、被災状況を的確に把握し、災害情報、生活情報等を提供し、人心の安定と災害復旧に資するための放送を実施する。

(2) ラジオ福島

災害が発生した場合は、「災害時における放送実施体制要領」に基づき、災害対策本部の設置、放送機器の確保、速報体制の確立、速報の実施等の措置を速やかに行う。

(3) 福島テレビ

災害が発生した場合は、非常事態対策要綱に基づき、県民に必要な情報を伝達する放送の公共的使命に鑑み、その業務執行体制を敷き、非常事態対策本部のもとに、総務対策部、放送対策部を置き、非常時情報を放送するために対応する。

(4) 福島中央テレビ

放送施設の機能が損なわれる規模の災害が発生した場合は、FCT非常事態対策要綱に基づく対策本部を速やかに設置する。

各対策部は、あらかじめ定められた分掌により、災害の規模、地域に応じた適切な措置を取るものとする。

(5) 福島放送

非常災害が発生した場合は、非常対策規定に基づき、非常災害対策本部を設置し、放送対策、管理対策に分類した応急復旧活動に努める。

(6) テレビユー福島

非常災害時放送対策要綱に基づき、非常災害対策本部を設置し、情報収集、放送の確保、及び非常災害時編成要領に従い番組を放送するとともに、マニュアルにより応急復旧活動に努める。

(7) エフエム福島

災害が発生した場合は、「エフエム福島非常災害対策要領」に基づき速やかに必要な措置をとる。

なお、放送施設の確保、災害放送の継続等についても全国FM協議会加盟局と連携を密にして応急復旧活動に努める。

2 応急対策

(1) 日本放送協会福島放送局

放送施設・設備の被災状況を早期に把握し、被害が発生したときは、迅速適切な応急措置により機能維持に努め、放送の確保を図る。

取材・放送送出等に支障を来さないよう放送回線・通信回線・連絡回線等を確保し、放送体制の確立に万全を期す。

(2) ラジオ福島

ア 演奏系の被災に対するもの

(ア) 本社に仮演奏所を設ける。

(イ) 市内の適当な場所（N T T中継所等）に仮演奏所を設ける。

(ウ) 郡山放送局に仮演奏所を設ける。

イ 送信系の被災に対するもの

(ア) 空中線の倒壊、異常変化についてはメーカーに急報し、仮設空中線を建設する。

(イ) 災害を受けない送信系機器を被災局に移動設置する。

(ウ) 他社の移動用送信系機器を借用し、設置する。

(エ) 中継、伝送系については、陸上移動局による対応、又は隣接局の放送を受信し、代用回線とする。

ウ 電源設備

(ア) 停電

各局共、自家発電装置又はバッテリーによる予備電源があり、停電時に対応する。

(イ) 火災

各局共、ハロン系消火設備が設置されており、火災時に対応する。

エ 中継局設備

(ア) 送信系の被災については、イに準ずる。

(イ) 停電、火災については、ウの設備により対応する。

(ウ) 放送回線断に対しては、陸上移動局による対応、又は隣接局の放送を受信し、代用回線とする。

オ 災害情報速報体制

(ア) 第一段階

あらかじめ決められたインフォメーションを繰り返し放送する。

(イ) 第二段階

a 周辺の取材レポート

b 気象台、県警本部、消防本部からの発表を中心に放送する。

(ウ) 第三段階

a 被害状況の説明

b 飲料水、避難方向、救急病院の指示、誘導

c 食料、救援物資の指示

d 避難、誘導のお知らせ

e 関係機関から被災者への連絡

f 尋ね人の放送

(3) 福島テレビ

ア 取材班

a 取材計画体制及び取材方法

b 非常時放送番組の制作送出

c 現地との連絡回線の確保

d 取材及び中継

e キー局・関係各社への連絡

イ 編成・放送班

a 非常時番組の放送

- b マイクロ回線の確保
 - c キー局・関係各社への連絡
 - d 放送機能の確保
 - e 送信機能の確保
 - f 非常時放送の準備と送出
- (4) 福島中央テレビ
- ア 本社・演奏所が被災し、機能を喪失した場合
機能回復に相当の時間を要すると判断した場合は、以下の方法により放送の継続に努める。
 - (ア) 中継車を使用して番組を送出する。
 - (イ) 送信所に中継車を派遣する。
 - イ 送信所が被災し、機能を喪失した場合
基本的には社員及び専門メーカー技術員を緊急に招集し、機能回復に全力を注ぐものとする。
 - (ア) 給電線が被災した場合、予備給電線への切替えによって対応する。
 - (イ) S T L・T S L回線が被災した場合、F P Uによって対応する。
 - ウ 中継局
主要中継局が被災した場合は、以下の応急処置により放送の継続に努める。
 - (ア) 停電が長時間に及ぶと判断した場合、可搬型発電機を使用する。
 - (イ) 中継放送機器が被災した場合、代替放送機器を使用する。
 - (ウ) 空中線・給電線系が被災した場合、社員及び専門メーカーによる応急措置及び修理を行う。
 - エ その他の設備
N T T回線が不通となった場合は、N T V系列のS N G（通信衛星）回線により番組の配信を受ける。長時間に及ぶ場合は、N T T端局・中継局と演奏所の間に臨時マイクロ回線を設置し対応する。
- (5) 福島放送
- 放送設備、送出設備、演奏所、電源設備、送信所、中継施設、衛星受信局等の各箇所への被害については、迅速・的確に応急措置を講じ、放送の継続を確保する。
- (6) テレビユー福島
- ア 送信所、中継局設備
空中線、給電線、放送機器、電源等の各箇所を点検し、被害がある場合は応急処置を講ずる。
 - イ 演奏所、施設設備
 - (ア) 演奏所設備の一部が断の場合
 - a N T T回線断の場合 S N G回線に退避運用
 - b マスター設備断の場合 副調整室にて仮設運用
 - c 副調整室機能断の場合 中継車を出動させ仮設運用
 - d 受電系統断の場合 非常用発電機にて運用
 - (イ) 演奏所設備が回復不可能と判断される場合は、送信所等から直接放送を行う。

- a 中継車を出勤させ仮設運用
- b 連絡系統確保（仮設S T Lも含む）
- (ウ) 連絡回線開設順位
 - a S N G打合せ回線
 - b 各支社打合せ専用回線
 - c 業務無線専用回線（基地局回線）
 - d 加入回線
 - e 非常通信協議会加盟通信網
- (7) エフエム福島
 - ア 放送設備
 - 中継局設備を含め、空中線、放送機器、電源等の各箇所を点検し、被害については社員及びメーカーによる応急処置を行う。
 - イ 演奏所設備
 - (ア) マスター設備が被災した場合は、副調整室から運用
 - (イ) マスター設備、副調整室共に被災した場合は、直接送信所から放送を行う。
 - ウ その他
 - 衛星受信局が被災した場合は、I S D N回線で放送の継続を確保する。

第21節 道路、河川管理施設等及び公共建築物等の応急対策

[総務課、地域整備課、企画産業課、石川・須賀川土木事務所]

災害時においては、道路・橋りょう施設を災害から防護するとともに、緊急輸送路を最優先に応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、避難及び救助・救援のための交通路を確保する。

また、地震により河川管理施設等の被害を受けた場合は、浸水被害等が拡大する可能性があるため、対策を講じる必要がある。

さらに、公共建築物等の管理者は、その機能を確保するため、自主的な災害応急対策活動を行い、被害の軽減を図る。

第1 道路の応急対策

1 村管理道路の応急対策計画

(1) 基本方針

地震により道路、橋りょう等の交通施設に被害が発生し、もしくは発生するおそれがあり、交通安全と施設保安上必要と認められるとき、又は地震災害における交通確保のため必要があると認められるときは、通行禁止及び制限並びにこれに関連した応急対策についての計画を定め、警察との連携を図りながら、直ちに活動に入る。

(2) 応急対策

ア 村は、村の区域内の道路の被害について、速やかに県（土木部）に報告し、被害状況に応じた応急復旧を行い、交通の確保に努める。

イ 上水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者に通報する。緊急時には現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等住民の安全確保のための措置をとり、事後速やかに連絡する。

(3) 復旧計画

村は、早急に被害箇所の仮復旧を行い、交通の確保を図るとともに、速やかに県（土木部）に被害状況を報告する。

また、地震災害の再発を防止するための施設の新設、又は改良を行う等、将来の地震に備えた事業を行う。

2 主要農道、主要林道応急対策計画

(1) 基本方針

地震により被災した農道、林道の障害物を除去するとともに緊急度に応じて復旧する。

特に農道のうち生活道路及び林道のうち集落との連絡林道については優先して行い、緊急輸送及び安全かつ円滑な交通を確保する。

(2) 応急対策

ア 防災関係機関等への連絡

農道・林道管理者は所管する道路の被害状況等を調査し、その結果を県に速やかに報告する。

イ 交通の確保

農道・林道管理者は所管する道路の障害物の除去及び応急復旧を行い、交通の確保に努める。

特に、農道のうち生活道路及び林道のうち集落との連絡林道については、優先して措置する。

(3) 交通規制

農道管理者は通行が危険な農道について、警察と協力して必要な交通規制を行い、通行者に対する避難誘導措置を講ずる。

また、林道管理者は通行が危険な林道については、関係機関に通報するとともに、通行禁止等の措置を講ずる。

第2 河川管理施設等の応急対策

1 河川管理施設応急対策

(1) 応急対策

村の水防活動が十分に行われるよう情報の連絡、又は交換を図り、水防上必要な器具、資材等の整備及び技術的な援助を与える等、調整にあたる。

また、併行して河川管理施設、特に重要水防区域を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。

なお、村が実施する応急復旧活動について、必要に応じ、県に技術的援助及び調査の要請を行う。

(2) 復旧計画

ア 地震による被災箇所について、速やかに復旧計画をたてるとともに、これに基づく従前の効用を回復させる。

イ 被災した箇所を把握し、被害状況を各関係機関に報告する。この被害状況に基づいて災害復旧事業及び改良復旧事業を計画し、国の災害査定を受けた後、災害復旧事業においては従前の効用を回復し、改良復旧事業においては再度災害の防止と治水安全度の向上を図る。

2 砂防施設等応急対策

村は、地震後の点検により被災状況を把握し、土砂災害防止施設の被災やがけ崩れや落石、雪崩等より二次災害が発生するおそれがある場合には、速やかに関係機関や県と協力し、応急対策に努める。

3 ため池施設応急対策

ため池管理者は、一定規模以上の地震が発生した場合は、ため池の緊急点検を行い、その結果を速やかに村に報告をする。

また、ため池に被害が発生した場合は、直ちに応急措置を行い、ため池の安全を確保し、二次災害を防止する。

ため池管理者は、地震によりため池被害が生じた場合は、村長の指示のもとに直ちに緊急放流や応急工事等を行い、ため池の安全回復に努める。

第3 公共建築物等の応急対策

1 基本方針

各施設の管理者は、人命安全確保を第一とし、重要な社会公共施設の機能を確保するため、自主的な災害活動を行い、被害の軽減を図る。

社会公共施設は、地震災害後における医療、給食、ボランティア活動等における災害応急対策の拠点としての業務が遂行できるよう、それぞれの施設において、自主的な災害対策活動が実施できることを目標とする。

2 応急対策

各施設の管理者は、重要な社会公共施設の機能及び人命の安全確保を図るため、自主的な応急対策を行い、被害の軽減を図る。

また、地震時の出火及びパニック防止に重点をおき、それぞれの施設において自主的な災害活動が実施できるようにするとともに、地震災害後における災害復旧を早急に行う。

- (1) 避難対策については、特に綿密な計画を樹立して万全を期する。
- (2) 地震時における混乱の防止措置を講ずる。
- (3) 緊急時には関係機関へ通報して応急の措置を講ずる。
- (4) 避難所になった場合には、防火について十分な措置をとる。
- (5) 施設入所者、利用者等の人命救助を第一とする。

3 村役場等の応急修理

(1) 被害状況の把握

村役場等の管理者は、役場等の被害状況を速やかに調査し、関係主管機関に報告する。

(2) 応急修理

軽易な被害については、役場等管理責任者において応急修理を実施することとし、被害が著しい場合には、関係主管部は総務部と協議の上修理を行う。

なお、必要に応じ、建設部の応援を得るものとする。

(3) 仮設庁舎の設置

被害が著しく、執務に支障がある場合は、行政事務の執行等を考慮し必要により仮設庁舎を建設する。

第22節 文教対策

[教育委員会]

教育委員会及び学校長等は、災害時において、園児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）の安全を確保するとともに、学校教育活動の円滑な実施を確保するため、その所管する業務について、災害時における応急対策計画を定める。

文教対策については、「一般災害対策編 第2章 第21節 文教対策」の定めるところによる。

第23節 災害時要援護者対策

[健康福祉課]

災害発生時において、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等いわゆる「災害時要援護者」は、災害情報の受理及び認識、避難行動、避難所における生活等のそれぞれの場面で困難に直面することが予想される。

このため、「本章 第10節 避難」のとおり、災害時要援護者への情報伝達、避難誘導等において、配慮するとともに、災害発生後、速やかな災害時要援護者の把握、避難所における保健福祉サービスの提供等に努める。

災害時要援護者対策については、「一般災害対策編 第2章 第22節 災害時要援護者対策」の定めるところによる。

第24節 ボランティアとの連携

[健康福祉課、社会福祉協議会]

大規模な地震により県内に大きな災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、村及び防災関係機関だけでは、十分に対応することができないことが予想される。

このため、防災関係機関等は、ボランティアの協力を得ながら、効率的な災害応急活動を行えるようボランティアの有効な活用を図る。

なお、発災後の時間の経過とともに、ボランティアを必要とされる活動領域が変化していくことに留意する。

ボランティアとの連携については、「一般災害対策編 第2章 第23節 ボランティアとの連携」の定めるところによる。

第25節 危険物施設等災害応急対策

[総務課]

危険物等貯蔵施設に係る危険物災害及び毒・劇物による災害が発生した場合、付近住民の生命・財産を脅かすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、速やかな応急対策を図るための対策を確立する。

危険物施設等災害応急対策については、「一般災害対策編 第2章 第24節 危険物施設等災害応急対策」の定めるところによる。

第26節 災害救助法の適用等

[総務課]

災害救助法による救助は、大規模な災害が発生した場合に国の責任において行われ、知事が、法定受託事務としてその救助の実施にあたるものである。

災害救助法の適用にあたっては、同法、同法施行令、福島県災害救助法施行規則等の定めるところにより、速やかに所定の手続きを行う。

なお、知事に対しては、災害で混乱した時期に迅速に救助業務が遂行できるよう、災害救助法又は災害対策基本法に基づき、従事命令、協力命令、保管命令等の権限が与えられている。

災害救助法の適用等については、「一般災害対策編 第2章 第25節 災害救助法の適用等」の定めるところによる。

第3章 災害復旧計画

第1節 施設の復旧対策

[総務課、地域整備課、他関係課]

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標にその実施を図る。この計画の策定にあたっては、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分検討して作成する。

なお、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、激甚災害指定基準に該当する場合は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を、早期に受けられるよう努める。

施設の復旧対策については、「一般災害対策編 第3章 第1節 施設の復旧対策」の定めるところによる。

第2節 被災地の生活安定

[健康福祉課、住民税務課]

大規模災害時には、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そこで、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、防災関係機関と協力し、被災地の生活の安定のため緊急措置を講ずるとともに、適切な情報提供に努める。

被災地の生活安定については、「一般災害対策編 第3章 第2節 被災地の生活安定」の定めるところによる。